

3つの重点事項の個別条項について具体的に講
ずべき措置

別表 1 : 施設・公物設置管理の基準 1 - 1

別表 2 : 協議、同意、許可・認可・承認 1 - 3 1

別表 3 : 計画等の策定及びその手続 1 - 4 5

別表1の凡例

(a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。
「1」: 都道府県(大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。)
「2」: 市町村
「3」: 都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
 - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(以下、「メルクマール」という。)に該当する場合。(該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。)
 - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。(「条例制定許容」と記しており、存置を許容。(第〇章3(a)(2)ただし書き関連))
 - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
4	29	道路交通法	第49条	第1項	パーキング・メーターの機能の基準 パーキング・チケット発給設備の機能の基準	(時間制限駐車区間) 第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができ、道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。))について、当該時間制限駐車区間における駐車(駐車を確保するため、パーキング・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。))又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を示すものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。))を設置し、及び管理するものとする。	廃止又は条例委任	1		
			第77条	第2項	道路使用許可の基準	2 前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。 一 当該申請に係る行為が既に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき。 三 当該申請に係る行為が既に交通の妨害となるおそれがあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。	廃止又は条例委任	1		
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第20条	第1項	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅等への入居基準	第二十條 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出した者が公営住宅法第二十三條各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3		
			第21条	第1項	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅等への入居基準	第二十一條 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出した者が特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3		
			第22条	第1項	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅等への入居基準	第二十二條 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出した者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	2		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象	講ずべき措置		備考
							見直しの方針	条例制定の主体	
6	7	駐車場法	第8条	第1項	道路標識及び区画線の基準	(路上駐車場の表示) 第8条 道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。	廃止又は条例委任	3	
			第8条	第2項	道路標識の基準	2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。	廃止又は条例委任	3	
6	36	都市公園法	第3条	第1項	都市公園の配置及び規模の技術基準	第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。	廃止又は条例委任	3	
			第3条	第2項	都市公園の設置基準	2 都市緑地法(昭和四十八年法律七十二号)第四条第一項に規定する基本計画(地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。)が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うものとする。	廃止又は条例委任	3	
			第4条	第1項	建築物の建築面積割合の基準	(公園施設の設置基準) 第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同様。)の建築面積(国立公園又は国立公園の施設たる建築物の建築面積を除く。)の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。	廃止又は条例委任	3	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
			第24条の3		自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示基準	(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第30条	第1項	道路の構造基準	(道路の構造の基準) 第三十条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。 一 幅員 二 建築限界 三 線形 四 視距 五 二配 六 路面 七 排水施設 八 交差又は接続 九 待避所 十 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設 十一 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項	廃止又は条例委任	3		
	7	道路法	第30条	第2項	道路の構造基準	2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。	廃止又は条例委任	3		
			第30条	第3項	道路の構造基準	3 前項に規定する工作物の新設又は改築に当つては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第45条	第2項	道路標識の構造基準	2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に關し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。	廃止又は条例委任	3	メルクマールV:規制標識等	
			第47条の4	第2項	道路標識の設置基準	2 道路管理者は、第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第48条の3		道路等の交差方式の基準	(道路等との交差の方式) 第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分(道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設(以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。))と交差せようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象	講ずべき措置		備考
							見直しの方針	条例制定の主体	
7	1	道路法	第48条の4		自動車専用道路との連結制限の基準	<p>(自動車専用道路との連結の制限) 第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させてはならない。 二 道路等(動道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。) 三 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設 四 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの</p>	見直しの方針	条例制定の主体	
							廃止又は条例委任	3	
							3		
							3		
8	1	河川法	第13条	第2項	河川管理施設等の構造基準	<p>2 河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。</p>	見直しの方針	条例制定の主体	
							廃止又は条例委任	2	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第17条	第3項	工事完了の検査等基準	<p>3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。 二 雨水貯留浸透施設の敷地である土地 三 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地</p>	見直しの方針	条例制定の主体	
							廃止又は条例委任	1	
							1		
							1		
8			第24条	第1項	標識の設置等基準	<p>(標識の設置等) 第二十四条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。 二 保全調整池の敷地である土地 三 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地</p>	見直しの方針	条例制定の主体	
							廃止又は条例委任	1	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
9	2	住宅地区改良法	第17条	第1項	改良住宅の設置基準	(改良住宅の建設) 第十七条 施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失うことにより、住宅に困難すると認められるものの世帯の數に相当する戸數の住宅を建設しなければならぬ。	廃止又は条例委任	3		
						3 第一項の規定により建設する住宅は、第六条第六項に規定する場合その他特別の事情がある場合を除き、改良地区内に建設しなければならない。				
						4 第一項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に規定する耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。				
						(改良住宅に入居させるべき者) 第十八条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困難すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。 一 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの イ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。 ロ イただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限る。 ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該当する者と同一の世帯に属するに至つた者 ニ 前号イ、ロ又はハに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの 三 前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者				
9	6	公営住宅法	第5条	第1項	公営住宅の整備基準	(整備基準) 第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行わなければならない。	廃止又は条例委任	3		
						(公営住宅の計画的な整備) 第六条 公営住宅の整備は、生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)に基づいて行われなければならない。				
9	6	公営住宅法	第20条		家賃等以外の金品徴収等の禁止	(家賃等以外の金品徴収等の禁止) 第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
9	6	公営住宅法	第21条		修繕の義務	(修繕の義務) 第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるが生じたときは、遅滞なく修繕しなければならぬ。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。	廃止又は条例委任	3		
			第23条		公営住宅の入居者資格	(入居者資格) 第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」といふ。))にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならぬ。 二 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項婚姻係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。 三 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。 イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十三条第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項 各号の二に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転賃するため値上げされるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいづれをも超えない範囲内で政令で定める金額 三 現に住宅に困難していることが明らかなる者であること。	廃止又は条例委任	3		
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第118条	第1項	公営住宅への入居基準	(公営住宅への入居) 第118条 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所所有者代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅管理する地方公共団体は、同法第二十三条各号に掲げる条件に該当するときは、当該公営住宅を規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3		
			第119条	第1項	特定公共賃貸住宅への入居基準	(特定公共賃貸住宅への入居) 第119条 第百七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第120条	第1項	高齢者向け公共賃貸住宅への入居基準	該当条文(下線部)	<p>(高齢者向け公共賃貸住宅への入居) 第二百二十条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。</p>	廃止又は条例委任	3	
			第121条	第1項	市町村借上住宅への入居基準	<p>(市町村借上住宅への入居) 第二百一十一条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。</p>	廃止又は条例委任	2		
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第1項	認定こども園の設備・運営基準	<p>(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合)にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けなければならない。</p> <p>一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合)にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>三 子育て支援事業のうち、当該施設において実施することが必要と認められるものに対する需要に照らし当該地域において適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	認定こども園の設備・運営基準	2 幼稚園及び保育所等のそれぞれに供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼稚園等」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼児保育施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。	1	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化	
						<p>一 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>イ 当該幼児保育施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼児保育施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>ロ 当該幼児保育施設を構成する保育所等に入学していた子どもを引き続き当該幼児保育施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>二 子育て支援事業のうち、当該幼児保育施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。</p>				
10	3	学校教育法	第6条	第2項	認定こども園の表示基準	2 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、その建物又は敷地の公衆の易やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。	1	1		
						<p>第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。</p> <p>第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合してなければならない。</p> <p>二 目的、生徒の教又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数</p> <p>三 目的、生徒の教又は課程の種類に応じて有しななければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境</p> <p>四 目的、生徒の教又は課程の種類に応じて有しななければならない設備</p> <p>四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱</p>				
10	3	学校教育法	第129条	第2項	専修学校の校長資格	2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。	1	1		
						<p>第129条 専修学校の校長資格</p> <p>第129条 専修学校の教員資格</p>				
10	3	学校教育法	第129条	第3項	専修学校の教員資格	3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。	1	1		
						<p>第129条 専修学校の教員資格</p>				

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考		
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの方針	条例制定の主体			
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第1項	学級編制の標準	(学級編制の標準) 第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他の特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。	廃止又は条例委任	3				
			第4条		学級編制の基準	(学級編制) 第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。	廃止又は条例委任	3				
			第6条		小中学校等教職員定数の標準	(小中学校等教職員定数の標準) 第六条 各都道府県ごとの、公立の小中学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)に置くべき教職員の総数(以下「小中学校等教職員定数」という。)は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。	廃止又は条例委任	3				
			第6条の2		小中学校等教職員定数の標準(校長の数)	第六条の二 校長の数は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の合計数に二を乗じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3				
			第7条	第1項	小中学校等教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	第七条 副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師(以下「教頭及び教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 二 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)の合計数 (「次の表」は省略) 二 二十七年級以上の小学校の教と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の教との合計数に二を乗じて得た数 三 三十学級以上の小学校の教に二を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この号に於いて同じ。)の教に二を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の教に二分の三を乗じて得た数の合計数 四 小学校の分校の教と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の分校の教との合計数に二を乗じて得た数 五 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数 (「次の表」は省略)	廃止又は条例委任	3		法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総職員」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの方針	条例制定の主体	
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第7条	第2項	小中学校等教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	2 小中学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に配慮した教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合は教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。	見直しの方針	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化
			第7条	第3項	小中学校等教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は二十学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数の合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数と六学級から二十三学級までの中学校の数の合計数に二を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数の四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数の二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。	見直しの方針	廃止又は条例委任	3	
			第8条		小中学校等教職員定数の標準(養護教諭等の数)	第八條 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百二十人以上の中等学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数の合計数に二を乗じて得た数 三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。)が存在しない市町村の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数	見直しの方針	廃止又は条例委任	3	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象	講ずべき措置		備考	
							見直しの方針	条例制定の主体		
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第8条の2		小中学校等教職員定数の標準(栄養教諭等の数)	<p>該当条文(下線部)</p> <p>第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>二 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。)を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するために必要な施設を置くもの(以下この号において「単独実施校」という。)のうち児童又は生徒の数が五百五十人以上のもの(次号において「五百五十人以上単独実施校」という。)の数の合計数に二を乗じて得た数と単独実施校のうち児童又は生徒の数が五百四十九人以下のもの(以下この号及び次号において「五百四十九人以下単独実施校」という。)の数の合計数から同号に該当する市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数との合計数</p> <p>二 五百五十人以上単独実施校又は共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。)を設置する市町村以外の市町村で当該市町村の設置する五百四十九人以下単独実施校の数の合計数が一以上三以下の市町村の数の二を乗じて得た数</p> <p>三 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この号において同じ。)の数の区分ごとの共同調理場の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数</p> <p>(「次の表」は省略)</p>	<p>廃止又は条例委任</p> <p>3</p>		<p>法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「原職員担教職員」の総数であることを法文上も明確化</p>	
			第9条		小中学校等教職員定数の標準(事務職員の数)	<p>第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>二 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数</p> <p>三 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数</p> <p>三 二十七学級以上の小学校の数の二を乗じて得た数と二十一学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数の二を乗じて得た数との合計数</p> <p>四 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第三条に規定する保護者(同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。)及びこれに準ずる程度に困難している者で政令で定めるものの児童又は生徒の数が著しく多い小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で政令で定めるものの数の合計数に二を乗じて得た数</p>	<p>廃止又は条例委任</p> <p>3</p>			
			第10条		特別支援学校教職員定数の標準	<p>(特別支援学校教職員定数の標準)</p> <p>第十条 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学校及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特別支援学校教職員定数」という。)は、次条、第十二条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。</p>	<p>廃止又は条例委任</p> <p>3</p>			
			第10条の2		特別支援学校教職員定数の標準(校長の数)	<p>第十条の二 校長の数は、特別支援学校の数に二を乗じて得た数とする。</p>	<p>廃止又は条例委任</p> <p>3</p>			

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考			
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの方針	条例制定の主体				
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第11条	第1項	特別支援学校教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	<p>第十一條 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数</p> <p>(「次の表」は省略)</p> <p>二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数</p> <p>三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数</p> <p>四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学部及び中学部)が置かれていないものを除く。の数の当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一(肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、三分の一)を乗じて得た数の合計数とを合計した数</p> <p>(「次の表」は省略)</p> <p>五 特別支援学校の分校の数に二を乗じて得た数</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄居する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄居舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計</p> <p>(「次の表」は省略)</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p>	<p>条例制定の主体</p>	<p>法に基づき計算される教職員定数は「教職員定数」ではなく「原責負担教職員」の総数であることを法文上も明確化</p>			
						第11条	第2項	特別支援学校教職員定数の標準(教頭及び教諭等の数)	<p>二 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は、小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(兼護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。</p>		<p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p>	<p>廃止又は条例委任</p>
						第12条		特別支援学校教職員定数の標準(養護教諭等の数)	<p>第十二條 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に二(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、三)を乗じて得た数とする。</p>		<p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p>	<p>廃止又は条例委任</p>
			第13条		特別支援学校教職員定数の標準(寄居舎指導員の数)	<p>第十三條 寄居舎指導員の数は、寄居舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が十二に達しない場合にあつては、十二)を合計した数とする。</p> <p>二 寄居舎に寄居する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数</p> <p>三 寄居舎に寄居する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p>	<p>廃止又は条例委任</p>				

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象	講ずべき措置		備考
							見直しの方針	条例制定の主体	
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第13条の2		特別支援学校教職員定数の標準(栄養教諭等の数)	第十三条の二 栄養教諭等の数は、学校給食を実施する特別支援学校の数に二を乗じて得た数とする。	見直しの方針	条例制定の主体	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員の総数」であることを明確化
			第14条		特別支援学校教職員定数の標準(事務職員の数)	第十四条 事務職員の数は、特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に二を乗じて得た数とする。	廃止又は条例委任	3	
			第15条	教職員定数算定の特例	(教職員定数の算定に関する特例) 第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。 一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の存する地域の社会的条件についての政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情 二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程(第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。)又は職員障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする原量又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。 三 主幹教諭を置く小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの。 四 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの。 五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情	廃止又は条例委任	3		
			第16条	分校等への適用	(分校等についての適用) 第十六条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定(第七条第一項第四号、第八条第一号及び第二号、第八条の二第一号及び第二号、第九条第一号及び第二号並びに第十一条第一項第五号の規定を除く。)の適用について、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。	廃止又は条例委任	3		
			第16条	分校等への適用	2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないうちに、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。	廃止又は条例委任	3		
			第16条	分校等への適用	3 第八条第一号又は第九条第一号の規定の適用については、同一の設置者が設置する小学校と中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)でこれらの規定の適用の区分に従いそれぞれ政令で定める規模のもの敷地が同一である場合又は政令で定める距離の範囲内に存する場合においては、当該小学校及び中学校は、一の学校とみなす。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの方針	条例制定の主体	
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第17条	第1項	短時間勤務の職を占める者等の換算基準	(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算) 第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。	廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「県費負担教職員」の総数であることを法文上も明確化	
			第17条	第2項	短時間勤務の職を占める者等の換算基準	2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。	廃止又は条例委任	3		
10	5	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律	第18条		教職員定数に含まない数の基準	(教職員定数に含まない数) 第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。 二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者 三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者 四 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百五号)第三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用される者 五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律百十号)第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者	廃止又は条例委任	3		
			第5条		公立高等学校の収容定員の基準	第五条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては二百四十人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。	廃止又は条例委任	1		
10	14	社会教育法	第30条	第1項	公民館運営審議会の委員の資格	第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。	廃止又は条例委任	2		
10	15	図書館法	第15条		図書館協議会の委員の資格	第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
10	16	博物館法	第12条		博物館登録の要件	(登録要件の審査) 第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていないと認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。 二 第二条第二項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。	廃止又は条例委任	1		
			第21条		博物館協議会の委員の資格	第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。	廃止又は条例委任	3		
10	17	へき地教育振興法	第5条の2	第1項	へき地学校等の指定基準 へき地手当の支給基準	(へき地手当等) 第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和二十五法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の官庁体業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された教員及び職員(次条第一項において「再任用教職員等」という。)に対して、へき地手当を支給しなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第5条の2	第2項	へき地手当の月額支給基準	2 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五を超えない範囲内で、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		
			第5条の2	第3項	へき地手当と地域手当等との調整基準	3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		
12	28	家畜改良増殖法	第31条		家畜人工授精所の構造、設備及び器具の基準	第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設は、第25条第1項の構造、設備及び器具を備えなければならない。	廃止又は条例委任	1		
15	2	採石法	第33条の15		標識の掲示基準	(標識の掲示) 第三十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の早やすい場所、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
15	3	砂利採取法	第29条		標識の掲示基準	(標識の掲示) 第二十九条 砂利採取業者は、第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	廃止又は条例委任	3		
15	7	工業用水道事業法	第11条	第1項	工業用水道の施設基準	(施設基準) 第十一条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。 一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。 二 貯水施設は、渾水時においても必要量の原水を送るのに必要な貯水能力を有すること。 三 導水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、導水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ必要な浄化をするためのちんどん池その他の設備を有すること。 五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。	廃止又は条例委任	3		第4項とあわせて見直しが必要
			第11条	第2項	工業用水道の施設基準	2 工業用水道施設の位置及び配列は、その設置及び維持管理ができるだけ経済的であるように定めなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第11条	第3項	工業用水道の施設基準	3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が混入するおそれがないものでなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第14条	第1項	工業用水道の維持基準	(施設の維持) 第十四条 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第10条	第1項	道路移動等円滑化基準	(道路管理者の基準適合義務等) 第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第10条	第2項	道路移動等円滑化基準	2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの方針	条例制定の主体	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第13条	第1項	都市公園移動等円滑化基準	(公園管理者等の基準適合義務等) 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第13条	第2項	都市公園移動等円滑化基準	2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。	廃止又は条例委任	3		
			第13条	第3項	都市公園移動等円滑化基準	3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		
17	8	港湾法	第36条	第2項	交通安全特定事業(信号機等の基準)	2 前項の交通安全特定事業(第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。	廃止又は条例委任	1		
			第56条の2の2	第1項	港湾の施設の技術基準	(港湾の施設に関する技術上の基準等) 第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象 該当条文(下線部)	講ずべき措置		備考
							見直しの方針	条例制定の主体	
18	12	職業能力開発促進法	第15条の6	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	<p>第十五条の六 国及び北海道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。</p> <p>一 職業能力開発校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。))で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)</p> <p>二 職業能力開発短期大学校(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。))で長期間及び短期間の訓練課程(次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。)のものを行うための施設をいう。以下同じ。)</p> <p>三 職業能力開発大学校(高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)</p> <p>四 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)</p> <p>五 障害者職業能力開発校(前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適應した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)</p>	廃止又は条例委任	3	
						<p>3 国及び北海道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることにより行うことができる。</p>	廃止又は条例委任	3	
						<p>6 公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならぬ。</p>	存置	3	条例制定許容
						<p>第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。</p>	廃止又は条例委任	3	
						<p>第二十一条 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。)を受けける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査(以下この条において「技能照査」という。)を行わなければならない。</p>	廃止又は条例委任	3	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
18	12	職業能力開発促進法	第23条	第1項	公共職業能力開発施設の無料職業訓練の利用者基準	第二十三条 公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練は、無料とする。	廃止又は条例委任	3		
			第28条	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格	第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。)における職業訓練指導員は、都道府県知事の免許を受けた者でなければならない。	廃止又は条例委任	3		
			第30条の2	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格	第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。)における職業訓練指導員は、当該訓練に係る教科につき、第二十八条各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者(同条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。)でなければならない。	廃止又は条例委任	1		
19	7	エコツアーリズム推進法	第8条	第4項	特定自然観光資源の標識設置基準	4 市町村長は、第一項の指定をしたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。	存置	2	条例制定許可	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第15条	第13項	指定猟法禁止区域の標識設置基準	13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1		
20	5	食品衛生法	第34条	第5項	休猟区の標識設置基準	5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1		
			第29条	第1項	食品衛生検査施設の施設・設備等基準	第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査(以下「製品検査」という。)及び前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。	廃止又は条例委任	1		
20	13	水道法	第29条	第2項	食品衛生検査施設の施設・設備等基準	② 保健所を設置する市及び特別区は、前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。	廃止又は条例委任	2		
			第12条	第1項	水道施設布設工事監督職員の配置基準	第十二条 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。	廃止又は条例委任	2		
			第19条	第3項	水道技術管理者の資格	3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	2		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
20	16	下水道法	第7条		公共下水道の構造の政令で定める技術上の基準への適合	(構造の基準) 第七條 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。	廃止又は条例委任	3		
			第21条	第2項	政令で定めるところによる終末処理場の維持管理	2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。	廃止又は条例委任	3		
20	26	下水道法	第25条の9		流域下水道への他の施設等の設置の制限	(他の施設等の設置の制限) 第二十五條の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合、国、地方公共団体、電気通信事業法第二百二十條第一項に規定する認定電気通信事業者その他第二十四條第三項の政令で定める者が設置する電線その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設ける場合その他政令で定める場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設置させてはならない。	存置	3		条例制定許容
			第28条	第1項	都市下水道の機能を十分に維持するように管理	(管理の基準等) 第二十八條 都市下水道管理者は、当該都市下水道の機能を十分に維持するように管理しなければならない。	廃止又は条例委任	3		第2項とあわせて見直しが必要
20	44	医療法	第21条	第3項	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格	3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならぬ。	廃止又は条例委任	2		
			第7条の2	第4項	病院等の病床数算定基準	4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十條の四第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病院又は診療所の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行わなければならない。	廃止又は条例委任	1		
20	44	医療法	第7条の2	第5項	病院等の病床数算定基準	5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、厚生労働省令の定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。	廃止又は条例委任	1		
			第18条		病院等の従業者の基準	第十八條 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
20	44	医療法	第21条	第1項	病院等の人員・施設基準	<p>第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 当該病院の有する病床の種類に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者</p> <p>二 各科専門の診察室</p> <p>三 手術室</p> <p>四 処置室</p> <p>五 臨床検査施設</p> <p>六 エックス線装置</p> <p>七 調剤所</p> <p>八 給食施設</p> <p>九 診療に関する諸記録</p> <p>十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設</p> <p>十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室</p> <p>十二 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室</p> <p>十三 その他厚生労働省令で定める施設</p>	廃止又は条例委任	1	メルクマールV:1号(その他の従業者を除く)～11号	
										<p>2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなればならない。</p> <p>一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者</p> <p>二 機能訓練室</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める施設</p>
21	1	社会福祉法	第65条	第2項	社会福祉施設の設備・運営基準		2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	
21	4	生活保護法	第39条		保護施設の設備・運営基準		(保護施設の基準) 第三十九条 保護施設は、その施設の設備及び運営並びにその施設における被保護者の数及びこれとそれとの施設における利用者の総数との割合が厚生労働大臣の定める最低の基準以上のものでなければならぬ。	廃止又は条例委任	1	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
21	6	児童福祉法	第24条	第1項	保育所の利用者基準	第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けることがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、これらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。	該当条文(下線部)	廃止又は条例委任	2	
			指定知的障害児施設の設備・運営基準	② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。	1					
			第35条				第2項	都道府県が設置する児童福祉施設の職員の資格	② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。	1
				児童福祉施設の設備・運営基準	② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。	3				
			第17条	第2項			老人福祉施設の設備・運営基準		2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	3

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象 該当条文(下線部)	講ずべき措置		備考
							見直しの方針	条例制定の主体	
21	14	介護保険法	第70条	第2項	指定居宅介護サービス事業者の指定基準	<p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は診療若しくは訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号までのいずれかに該当するとき)、第四十一号第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>二 申請者が法人でないとき。</p> <p>三 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第七十四号第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第七十四号第二項に規定する指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>六 申請者が、第七十七条第一項又は第七十五号の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)をい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの)と認められる者を含む。第五節において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。当該指定を取り消された者が法人でない病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。</p> <p>七 申請者が、第七十七条第一項又は第七十五号の二十九第六項の規定による指定の取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五号の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>八 前号に規定する期間内に第七十五号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>十二 申請者が、法人でない病院等で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。</p>	見直しの方針	条例制定の主体	マルクマールV:4号~11号
							見直しの方針	条例制定の主体	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの方針	条例制定の主体	
21	14	介護保険法	第74条	第1項	指定居宅介護サービス事業者の事業者の資格	第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3		
				第2項	指定居宅介護サービス事業者の設備・運営基準					
			第78条の4	第1項	指定地域密着型サービス事業者の資格	第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	2		
				第2項	指定地域密着型サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。				
			第86条	第1項	指定介護老人福祉施設の指定基準	第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があつたものについて行う。	廃止又は条例委任	3		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象 該当条文(下線部)	講ずべき措置		備考				
							見直しの方針	条例制定の主体					
21	14	介護保険法	第86条	第2項	指定介護老人福祉施設の指定基準	<p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別介護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。</p> <p>一 第八十八条第二項に規定する人員を有しないとき。</p> <p>二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>三 当該特別介護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>四 当該特別介護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。</p> <p>五 当該特別介護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しに除行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>六 当該特別介護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>七 当該特別介護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 第三号又は前号に該当する者</p> <p>ハ 第九十二条第一項又は第九十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消された特別介護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>ニ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別介護老人ホーム(当該指定の辞退について相当の理由がある特別介護老人ホームを除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの</p>	<p>3</p> <p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p> <p>条例制定の主体</p>	<p>メルクマール V : 3号 ~ 7号</p>				
						第88条	第1項	指定介護老人福祉施設の従業者の資格	<p>第八十八条 指定介護老人福祉施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならぬ。</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p>		
						第88条	第2項	指定介護老人福祉施設の設備・運営基準	<p>2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	<p>3</p>		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	見直しの主体		
21	14	介護保険法	第94条	第3項	指定介護老人保健施設の開設 許可基準	<p>3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各号(前項の申請にあっては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。</p> <p>二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。</p> <p>三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>六 申請者が、第四百四条第一項又は第五百十五條の二十九第六項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該取消を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から起算して五年を経過しないものうち、当該取消の日から起算して五年を経過しないものうち、当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。</p> <p>七 申請者が、第四百四条第一項又は第五百十五條の二十九第六項の規定による許可の取消の日から起算して五年を経過しないことと決定する日までの間に第五百五条において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>八 前号に規定する期間内に第五百五條において準用する医療法第九條第一項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該届出について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>九 申請者が、許可の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	3	メルクマールV:1号、4~11号	
			第97条	第1項	指定介護老人保健施設の施設・設備基準	<p>第九十七条 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他厚生労働省令で定める施設を有しなければならない。</p>	<p>廃止又は条例委任</p>	3	メルクマールV:療養室、診察室、機能訓練室	

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象		講ずべき措置		備考
						該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
21	14	介護保険法	第97条	第2項	指定介護老人保健施設の従業者の資格	2 介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3	メルクマールV：医師、看護師	
				第3項	指定介護老人保健施設の設備・運営基準	3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3		
			第110条	第1項	指定介護療養型医療施設の従業者の資格	第百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3		
				第2項	指定介護療養型医療施設の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3		
			第115条の4	第1項	指定居宅介護予防サービス事業者の従業者の資格	第百十五条の四 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	3		
				第2項	指定居宅介護予防サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	3		
			第115条の13	第1項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の従業者の資格	第百十五条の十三 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	2		
				第2項	指定地域密着型介護予防サービス事業者の設備・運営基準	2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。	廃止又は条例委任	2		

分野	通番	法律	条	項	概要	見直し対象 該当条文(下線部)	講ずべき措置		備考
							見直しの方針	条例制定の主体	
21	22	障害者自立支援法	第36条	第3項	指定障害福祉サービス事業者の指定基準	<p>3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号(障害介護に係る指定の申請にあっては、第二号から第十一号まで)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。</p> <p>二 申請者が法人でないとき。</p> <p>三 当該申請に係るサービス事業者の従業員の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>四 申請者が、第四十三條第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービス事業者の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>五 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>六 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>七 申請者が、第五十条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から起算して五年を経過しない者(当該取消の日から起算して五年を経過しない者を含む。))であるとき。</p> <p>八 申請者が、第五十条第一項の規定による指定の取消の処分に係る行政処分手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六條第一項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>九 前号に規定する期間内に第四十六條第一項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>十 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>十一 申請者が、法人でない者で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>十二 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。</p>	3	廃止又は条例委任	メルクマールV:4号~11号
			第38条	第1項	指定障害者支援施設の指定基準	第三十八条 第二十九條第一項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設設置者及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。	3	廃止又は条例委任	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
21	22	障害者自立支援法	第80条	第2項	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備・運営基準	2 前項の障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者は、 <u>同項の基準を遵守しなければならない。</u>	廃止又は条例委任	3	

別表2の凡例

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。
 (例)・同意協議(大臣):大臣の同意を要する協議 (同意のみの場合を含む)
 ・協議(知事):知事への協議
3. 「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は以下のとおりである。
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(a)】	同意を要する協議を許容
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)(i)(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)①】	
1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)(i)②】	
1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)(i)③】	

2①	<p>国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、<u>都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)①】</p>	同意を要しない 協議を許容
2②	<p>地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)②】</p>	
2③	<p>事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、<u>国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの</u></p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)③】</p>	
2④	<p>同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、<u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u>であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)④】</p>	
2⑤	<p>同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑤】</p>	
2⑥	<p>私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(ii)⑥】</p>	
3d	<p>刑法等で一般には禁止されていないが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(d)】</p>	許可・認可・承認を許容
3e	<p>公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(e)】</p>	
3f	<p>補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(f)】</p>	
3g	<p>法人の設立に関する事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(g)】</p>	
3h	<p>国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)(h)】</p>	
3①	<p>私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの</p> <p style="text-align: right;">【(b)(2)(iii)①】</p>	

4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、 <u>国(都道府県)との調整が不可欠である場合</u> 【(b)(2)(iv)①】	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、 <u>事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの</u> 【(b)(2)(v)①】	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2)(vi)①】	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2)(vi)②】	
2※ 4※ 5※ 6※	第〇章3(b)(2)において「(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ 2※、4※、5※、6※と記載。	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講ずべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
2	1	地方自治法	第296条の5	第2項	同意協議(知事)	×	
			第296条の5	第5項	同意協議(知事)	×	
3	3	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	第3条	第1項	協議(知事)	1a(2項2号～4号に係る部分) ×(その他)	
3	6	自転車競技法	第54条	第1項	許可(大臣)	3d	
3	7	小型自動車競走法	第58条	第1項	許可(大臣)	3d	
4	17	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の9	第3項	協議(大臣)	2⑤	
4	29	道路交通法	第22条の2	第2項	協議(監督行政庁)	2⑤	特定された場合における「協議」にすべき
4	32	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第5条	第4項	同意協議(大臣)	2⑤	
			第7条	第2項	同意協議(大臣)	2⑤	
			第23条	第3項	同意協議(大臣)	2⑤	
			第24条	第2項	同意協議(大臣)	2⑤	
5	2	国土利用計画法	第9条	第10項	同意協議(大臣)	4①	
			第18条		協議(国等の機関)	2⑥	
5	13	奄美群島振興開発特別措置法	第3条	第7項	同意協議(大臣)	1a(国の負担又は補助の割合の特例に係る部分) 6①(それ以外の財政上の特例措置に係る部分) ×(その他)	
5	17	山村振興法	第7条の2	第4項	同意協議(大臣)	×	
5	18	過疎地域自立促進特別措置法	第6条	第1項	協議(都道府県)	1a(2項2号～9号に係る部分) ×(その他)	
			第15条	第3項	協議(都道府県)	×	
5	19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	第5条	第8項	同意協議(知事)	1②(7項2号、3号に係る部分) ×(その他)	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第4条	第4項	協議(大臣)	×	
			第5条	第4項	協議(知事)	×	
5	30	公有水面埋立法	第27条	第3項	協議(大臣)	×	
			第29条	第3項	協議(大臣)	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
6	1	都市計画法	第5条	第3項	同意協議(大臣)	1b	
			第18条	第3項	同意協議(大臣)	1①(都市再生特別地区、指定特定重要港湾に係る臨港地区、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画) 1②(一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、第一種空港、国が設置する面積10ha以上の公園・緑地、一級河川、一団地の官公庁施設に関する都市計画) 2②(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針) 2④(上記以外の都市計画)	
			第19条	第3項	同意協議(知事)	2④	町村においては「同意を要する協議」を許容
			第23条	第1項	協議(大臣)	2②(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針に係る部分及び区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合) ×(その他)	
6	2	都市再生特別措置法	第46条	第6項	同意協議(知事)	2①	
			第46条	第9項	同意協議(知事)	2①	
			第51条	第2項	同意協議(大臣)	1①(都市再生特別地区、指定特定重要港湾に係る臨港地区、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画) 1②(一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、第一種空港、国が設置する面積10ha以上の公園・緑地、一級河川、一団地の官公庁施設に関する都市計画) 2④(上記以外の都市計画)	
6	3	都市再開発法	第99条の3	第3項	承認(大臣又は知事)	×	
			第133条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	×	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第13条	第2項	協議(知事)	×	
			第16条	第2項	同意協議(都道府県)	1②	
			第179条	第1項	認可(大臣又は知事)	3e	
			第204条	第1項	認可(大臣又は知事)	3e	
			第236条	第3項	承認(大臣又は知事)	×	
			第277条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	×	
			第291条	第2項	同意協議(知事)	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
6	5	都市緑地法	第4条	第5項	同意協議(知事)	1②	
			第4条	第6項	同意協議(知事)	1②(2項3号口(1)に係る部分) ×(その他)	
			第14条	第8項	協議(知事)	2⑥	
			第24条	第4項	同意協議(知事)	1②	
			第55条	第5項	協議又は同意協議(知事)	5※(対象となる土地の区域が同項第1号の場合) 1②(対象となる土地の区域が同項2号、3号の場合)	5※:1②のうち下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容
6	7	駐車場法	第4条	第3項	協議(都道府県)	1②	「同意を要しない協議」のまま存置
6	9	首都圏近郊緑地保全法	第8条	第4項	協議(都道府県)	5※	5※:1②のうち下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容
			第15条	第2項	同意協議(大臣)	6②	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第3条	第1項	同意協議(大臣)	6①(4条3号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第4項	協議(知事)	5※	5※:1②のうち下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容
			第16条	第2項	同意協議(大臣)	6②	
6	15	新都市基盤整備法	第45条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	2④	
			第49条	第1項	同意協議(知事)	6②	
6	16	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第4条	第2項	協議(大臣)	1a	「同意を要しない協議」のまま存置
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第3条の2	第6項	協議(大臣)	×	
			第26条	第1項	同意協議(大臣又は知事)	2④	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第9条	第5項	同意協議(地方住宅供給公社の設立団体の長)	×	
6	19	筑波研究学園都市建設法	第8条	第1項	協議(大臣)	6①(7条2号、3号に係る部分) ×(その他)	
6	25	伊東国際観光温泉文化都市建設法	第3条	第2項	同意協議(経済産業局長)	×	
6	37	景観法	第22条	第4項	協議(景観行政団体の長)	2⑥	
			第74条	第4項	同意協議(知事)	×	
			第83条	第2項	同意協議(知事)	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
7	1	道路法	第25条	第5項	許可・協議(大臣)	6②	
			第32条	第5項	協議(警察署長)	2⑤	
			第37条	第2項	協議(警察署長)	2⑤	
			第74条	第1項	協議(大臣)	×	
			第95条の2	第2項	協議(都道府県公安委員会)	2⑤	
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第10条の2	第4項	同意協議(知事)	1②(開発行為の許可に係る部分) ×(その他)	
7	8	道路整備特別措置法	第18条	第4項	許可・協議(大臣)	6②	
			第19条	第4項	許可(大臣)	6②	
			第21条	第4項	同意協議(大臣)	6②	
7	9	地方道路公社法	第4条	第3項	協議(大臣)	×	
8	1	河川法	第6条	第6項	協議(大臣)	2⑤	
			第79条	第2項	協議(知事)	×	準用河川に係るものに限る
8	3	災害対策基本法	第16条	第4項	協議(知事)	6②	
			第40条	第3項	協議(大臣)	6②	
			第42条	第3項	協議(知事)	6②	
8	5	水防法	第11条	第2項	協議(気象庁長官)	1②	「同意を要しない協議」のまま存置
			第32条	第2項	協議(知事)	×	
8	6	水害予防組合法	第34条	第3項	認可(知事)	6②	
			第78条		認可(知事)	6②	
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第12条	第2項	同意協議(知事)	1②	
8	8	海岸法	第27条	第2項	承認(大臣)	1a	「同意を要する協議」とする
8	10	地すべり等防止法	第11条	第2項	協議(知事)	2⑥	
			第20条	第2項	協議(知事)	2⑥	
			第24条	第3項	協議(知事)	×	
8	19	活動火山対策特別措置法	第8条	第5項	協議(大臣)	6①	
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第33条	第2項	協議(大臣)	1a	「同意を要しない協議」のまま存置
9	1	建築基準法	第4条	第3項	同意協議(知事)	2①	
9	2	住宅地区改良法	第5条	第1項	協議(大臣)	6②	

分野	番号	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
9	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条	第4項	同意協議(地方住宅供給公社の設立団体の長)	×	
9	5	住生活基本法	第17条	第4項	同意協議(大臣)	1a	
9	8	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法	第6条	第5項	同意協議(知事)	2①	
9	11	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	第3条	第3項	協議(知事)	×	
			第4条	第4項	協議(知事)	1a	
			第4条	第5項	協議(大臣)	2⑤	
9	12	地方住宅供給公社法	第4条	第3項	協議(大臣)	×	
			第27条	第2項	協議(大臣)	×	
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第102条	第3項	協議(知事)	×	
			第105条	第2項	同意協議(都道府県)	1②	
9	14	新住宅市街地開発法	第22条	第2項	同意協議(大臣又は知事)	2④	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第100条	第1項	同意協議(知事)	×	
10	1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第47条の5	第9項	協議(都道府県教育委員会)	×	
10	3	学校教育法	第4条	第1項	認可(都道府県教育委員会)	3①(市町村立高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る部分) 5①(市町村立幼稚園に係る部分)	
			第130条	第1項	認可(都道府県教育委員会)	3①	
10	4	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第5条		同意協議(都道府県教育委員会)	×	
10	19	文化財保護法	第94条	第3項	協議(文化庁長官)	2⑥	
			第97条	第3項	協議(文化庁長官)	2⑥	
			第99条	第2項	協議(関係各省各庁の長その他の国の機関)	×	
11	3	中小企業団体の組織に関する法律	第101条の2	第3項	協議(大臣)	×	
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第25条	第4項	協議(関係道府県)	×	
			第26条	第2項	同意協議(大臣)	1②	
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第1項	同意協議(大臣)	1a(2項2号、5号、13号に係る部分) 1②(2項2～5号、13号に係る部分) 6①(2項2号、5号、7号、11号、13号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第1項			
11	9	小規模企業者等設備導入資金助成法	第8条		承認(大臣)	3f	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
11	14	計量法	第155条		協議(知事と特定市町村の長)	×	
12	3	農業改良助長法	第7条	第7項	協議(大臣)	×	
12	13	市民農園整備促進法	第4条	第2項	協議(知事)	1②	「同意を要しない協議」のまま存置
			第7条	第4項	同意協議(知事)	1②	
12	14	土地改良法	第85条の2	第7項	同意協議(都道府県)	1②	
			第96条の2	第1項	同意協議(知事)	×	
			第96条の3	第1項	同意協議(知事)	×	
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第5項	協議(大臣)	×	法改正(21.6.17成立)後の条項について判断
					同意協議(大臣)	1b(2項1号、2号に係る部分)	
			第8条	第4項	協議(知事)	×	
					同意協議(知事)	2②(2項1号に係る部分)	
12	16	集落地域整備法	第4条	第5項	協議(大臣)	×	
12	22	肥料取締法	第35条	第2項	協議(大臣)	×	
12	24	植物防疫法	第24条	第4項	同意協議(大臣)	6①	
12	25	農業災害補償法	第85条の10	第1項	認可(知事)	×	
12	29	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第2条の3	第3項	協議(大臣)	×	
			第5条		協議(大臣)	6①	
12	33	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第8条	第3項	協議(大臣)	6①(2項2号に係る部分)	
12	39	獣医療法	第11条	第3項	協議(大臣)	6①	
13	2	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	第2条の2	第3項	協議(大臣)	6①	
13	4	林業労働力の確保の促進に関する法律	第4条	第3項	協議(大臣)	5※(2項3号、4号に係る部分について厚労大臣に対して行うもの) ×(その他)	5※:1②のうち、下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容
13	5	森林法	第6条	第5項	協議(大臣)	×	2②(5条2項2号～4号の2、5号及び7号に係る部分)
					同意協議(大臣)		
			第10条の5	第7項	協議(知事)	×	
			第21条	第3項	同意協議(森林管理署長)	×	
13	6	森林の保健機能の増進に関する特別措置法	第6条	第4項	同意協議(知事)	1②	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
13	11	森林病虫害等防除法	第7条の3	第3項	協議(大臣)	×	
			第7条の5	第2項	同意協議(大臣)	×	
			第7条の10	第3項	協議(知事)	×	
14	3	水産資源保護法	第15条	第2項	同意協議(大臣)	1③	
			第17条	第3項	同意協議(大臣)	1③	
			第18条	第3項	協議(大臣又は知事)	2⑤、2⑥	
			第18条	第4項	協議(大臣又は知事)	2⑤	
			第18条	第5項	協議(大臣又は知事)	2⑤	
14	7	漁港漁場整備法	第6条	第7項	認可(大臣)	6②	
15	2	採石法	第14条	第2項	許可(経済産業局長)	3①	
			第33条		協議(知事)	2⑥	
			第33条の5	第1項			
		第36条	第1項	許可(経済産業局長)	3e		
15	3	砂利採取法	第16条		協議(知事)	2⑥	
			第20条	第1項			
16	1	卸売市場法	第11条	第1項	認可(大臣)	6②	
			第14条	第1項	認可(大臣)	6②	
17	2	都市鉄道等利便増進法	第12条	第4項	同意協議(大臣)	×	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第25条	第7項	協議(都道府県公安委員会)	2⑤	
			第32条	第3項	認可(大臣)	1a	「同意を要する協議」とする
			第43条	第2項	同意協議(知事)	×	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第6項	協議(都道府県公安委員会)	×	
17	8	港湾法	第4条	第4項	認可(大臣又は知事)	6②	
			第44条の2	第2項	同意協議(大臣)	×	
			第50条の4	第3項	同意協議(大臣)	6①	
			第54条の3	第3項	同意協議(大臣)	6①	
			第58条	第3項	協議(大臣)	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
17	19	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第4条	第4項	協議(大臣)	4①(2項4号に係る部分) ×(その他)	
17	20	空港法	第8条	第2項	同意協議(大臣)	1a	
			第12条	第2項	認可(大臣)	6②	
18	10	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	第4条	第4項	同意協議(大臣)	1②(2項5号に係る部分) ×(その他)	
18	12	職業能力開発促進法	第16条	第3項	同意協議(大臣)	×	
			第24条	第4項	同意協議(大臣)	×	
19	2	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律	第5条	第4項	同意協議(大臣)	1a(2項3号二に係る部分) 6①(2項2号～4号に係る部分) ×(その他)	
19	3	環境基本法	第17条	第3項	同意協議(大臣)	1a(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特例措置に係る部分) ×(その他)	
19	6	自然環境保全法	第16条	第2項	同意協議(大臣)	2①	
			第24条	第2項	同意協議(大臣)	2①	
			第21条	第1項	同意協議(大臣)	2⑥	
			第49条	第1項	協議(大臣)	2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と重なる場合の協議に係る部分) ×(その他)	
19	8	自然公園法	第9条	第2項	同意協議(大臣)	2①	
			第10条	第2項	同意協議(知事)	2①	
			第13条	第5項	同意協議(大臣)	×	
			第14条	第5項	同意協議(大臣)	×	
			第24条	第5項	同意協議(大臣)	×	
			第31条	第4項	同意協議(大臣又は知事)	1②	
			第55条	第2項	協議(関係行政機関の長)	2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と重なる場合の協議に係る部分) ×(その他)	
			第56条	第2項	同意協議(大臣)	×	
			第66条	第1項	協議(国の関係地方行政機関の長)	2⑤(鉱区、市街化区域、農用地区域と重なる場合の協議に係る部分) ×(その他)	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
19	9	温泉法	第3条	第3項	協議(経済産業局長)	×	
			第12条	第2項	協議(経済産業局長)	×	
			第13条	第1項	協議(大臣)	2③	
			第14条	第2項	協議(行政庁)	2⑤	
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第7条	第5項	協議(大臣)	×	
			第28条の2	第3項	同意協議(大臣)	2①	
			第28条の2	第4項	同意協議(知事)	2①	
			第28条の2	第5項	同意協議(大臣)	1②	
19	11	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	第54条	第2項	同意協議(大臣)	2⑥	
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第11条	第3項	同意協議(大臣)	2②(1項3号、4号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第27条	第1項	協議(国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長)	1②	「同意を要しない協議」のまま存置
			第31条	第4項	同意協議(大臣)	1a	
			第35条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	16	大気汚染防止法	第5条の3	第3項	同意協議(大臣)	2②(1項4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第27条	第6項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	18	自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第3項	同意協議(大臣)	2②(2項4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
19	20	水質汚濁防止法	第4条の3	第3項	同意協議(大臣)	1b(2項1号に係る部分) ×(その他)	
			第23条	第6項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第4条	第2項	同意協議(大臣)	2②(水質環境基準の達成のための目標の設定に係る部分) ×(その他)	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第4条	第5項	同意協議(大臣)	2②(3項1号、2号(水質保全の目標に関する部分)に係る部分) ×(その他)	
			第12条	第4項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	25	騒音規制法	第21条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	26	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	第22条	第4項	協議(大臣)	×	
			第40条	第2項	協議(関係行政機関の長)	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
19	27	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第3条	第6項	同意協議(大臣)	1②(2項1号、2号に係る部分) 6①(その他)	
19	28	振動規制法	第18条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤	
19	29	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第5条		協議(知事)	2⑥	
20	8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第53条の8	第1項	協議(労働基準監督署長)	2⑤	
20	13	水道法	第6条	第1項	認可(大臣)	5①	
			第10条	第1項	認可(大臣)	5①	
			第11条	第1項	認可(大臣)	5①	
			第26条		認可(大臣)	5①	
			第30条	第1項	認可(大臣)	5①	
20	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第16条	第5項	協議(行政機関の長)	2⑤	
20	16	下水道法	第2条の2	第7項	同意協議(大臣)	2③	
			第4条	第1項	認可(大臣)	2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水道整備総合計画が未策定の場合は国交大臣と協議) 6①(その他)	
			第25条の3	第1項	認可(大臣)	2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水道整備総合計画が未策定の場合は国交大臣と協議) 6①(その他)	
20	17	日本下水道事業団法	第4条	第5項	協議(大臣)	×	
			第8条	第1項	認可(大臣)	3g	
			第10条	第1項	認可(大臣)	3g	
20	28	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	第4条	第4項	同意協議(大臣)	1a、6①(いずれも2項1号～3号に係る部分) ×(その他)	
20	32	広域臨海環境整備センター法	第5条	第2項	協議(大臣)	×	
			第10条		認可(大臣)	3g	
20	33	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第3条	第3項	承認(知事)	6①(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第1項			

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考
21	1	社会福祉法	第14条	第8項	同意協議(知事)	2①	
			第73条	第1項	許可(知事)	×	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第133条	第2項	協議(知事)	×	
22	1	国民健康保険法	第12条		協議(知事)	×	

別表3の凡例

(c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、以下のとおりである。

(1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講ずべき措置 (「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	廃止
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講ずべき措置」欄の記号	本文の記述（「講ずべき措置」欄の記号に対応） 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	計画等の策定及び内容(①～③に係る部分)の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)②】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)③】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b)の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

(c) 計画等の策定及びその手続

別表 3

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
1	2	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	第8条	第1項	地方公共団体における官民競争入札等の実施方針の策定	c2	④	
			第8条	第2項	地方公共団体における官民競争入札等の実施方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第3項	民間事業者の意見聴取	c3	×	
			第8条	第4項	特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表	c4	×	
					特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表の方法	c5	×	
			第8条	第5項	地方公共団体における官民競争入札等の実施方針の公表	c4	×	
			第16条	第1項	官民競争入札実施要項の策定	c2	×	
			第16条	第2項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×	
			第16条	第3項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×	
			第16条	第4項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×	
			第16条	第6項	官民競争入札実施要項の公表	c4	③	
			第18条	第1項	民間競争入札実施要項の策定	c2	×	
			第18条	第2項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×	
			第18条	第3項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×	
			第18条	第4項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×	
第18条	第6項	民間競争入札実施要項の公表	c4	③				
2	1	地方自治法	第2条	第4項	基本構想の策定	c2	×	
			第291条の7	第3項	広域計画の公表	c4	×	
2	2	市町村の合併の特例等に関する法律	第59条	第4項	自主的な市町村の合併の推進に関する構想の公表	c4	×	
2	3	構造改革特別区域法	第4条	第1項	構造改革特別区域計画の策定	c2	④	
					構造改革特別区域計画の認定	cb	1a(1号(「区域の範囲」に係る部分)、4号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第2項	構造改革特別区域計画の内容	c2	④(1号(「区域の範囲」に係る部分)、4号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第1項	認定構造改革特別区域計画の変更の認定	cb	1a(1号(「区域の範囲」に係る部分に限る)、4号、5号に係る部分) ×(その他)	
第4条	第3項	実施主体の意見聴取	c3	①				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
2	3	構造改革特別区域法	第20条	第4項	公私協力基本計画の策定、内容	c2	④(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
					公私協力基本計画の公告	c4	③	
2	4	地域再生法	第5条	第1項	地域再生計画の策定	c2	④	
					地域再生計画の認定	cb	1a、6①、1② (1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第2項	地域再生計画の内容	c2	④(1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第1項	認定地域再生計画の変更の認定	cb	1a、6①、1② (1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)	
第5条	第6項	地域再生協議会の協議	c3	②				
2	13	地方公務員法	第25条	第4項	職階制に適合する給料表に関する計画の策定	c2	×	
3	3	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	第3条	第1項	総合整備計画の策定	c2	④	
			第3条	第2項	総合整備計画の内容	c2	④(2号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第3項	総合整備計画に関し都道府県が市町村に協力して講じようとする措置の計画の策定	c2	×	
3	5	競馬法	第23条の7	第2項	競馬活性化計画の内容	c2	④(2号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第23条の8	第1項	競馬活性化計画の変更の認定	cb	6①(23条の7第2項2号～6号に係る部分) ×(その他)	
4	5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	第2条の3	第2項	都道府県基本計画の内容	c2	×	メルクマールv:2号
			第2条の3	第4項	都道府県基本計画、市町村基本計画の公表	c4	×	
4	28	交通安全対策基本法	第25条	第1項	都道府県交通安全計画の策定	c2	×	
					都道府県交通安全対策会議による計画の策定	c3	×	
			第25条	第2項	都道府県交通安全計画の内容	c2	×	
			第25条	第4項	都道府県交通安全計画の要旨の公表	c4	×	
			第25条	第3項	都道府県交通安全実施計画の策定	c2	×	
					都道府県交通安全対策会議による計画の策定	c3	×	
			第26条	第1項	市町村安全計画の策定	c2	×	
市町村交通安全対策会議による計画の策定	c3	×						
第26条	第2項	関係指定地方行政機関の長の意見聴取	cb	4①				
第26条	第3項	市町村交通安全計画の内容	c2	×				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
4	28	交通安全対策基本法	第26条	第5項	市町村交通安全計画の要旨の公表	c4	×	
			第26条	第4項	市町村交通安全実施計画の策定	c2	×	
4	33	消防組織法	第33条	第1項	推進計画の策定	c2	④	
			第33条	第2項	推進計画の内容	c2	④(3号、4号に係る部分) ×(その他)	
5	2	国土利用計画法	第7条	第5項	都道府県計画の要旨の公表	c4	×	
			第8条	第4項	公聴会の開催等住民の意向反映に必要な措置	c3	×	
			第8条	第5項	市町村計画の要旨の公表	c4	×	
			第9条	第1項	土地利用基本計画の策定	c2	①、④	
			第9条	第2項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第3項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第4項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第5項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第6項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第7項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第8項	土地利用基本計画の内容	c2	①、④	
			第9条	第13項	土地利用基本計画の要旨の公表	c4	×	
5	3	多極分散型国土形成促進法	第7条	第2項	振興拠点地域基本構想の内容	c2	④(1号、3号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第4項	関係市町村の協議	c3	②	
			第23条	第2項	業務核都市基本構想の内容	c2	④(1号、3号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第23条	第3項	関係市町村の協議	c3	②	
			第24条	第3項	業務核都市基本構想の公表	c4	×	
5	4	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律	第5条	第2項	広域的地域活性化基盤整備計画の内容	c2	④(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第9項	広域的地域活性化基盤整備計画の公表	c4	③	
			第17条	第1項	計画策定に係る内容の審査	c3	②	
5	5	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第5条	第1項	特定事業の実施に関する方針の策定	c2	④	
			第5条	第2項	特定事業の実施に関する方針の内容	c2	④(8号以外に係る部分) ×(8号に係る部分)	
			第5条	第3項	特定事業の実施に関する方針の公表	c4	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
5	10	水源地域対策特別措置法	第4条	第2項	整備事業を実施することとなるべき者の意見聴取	c3	①	
			第5条		水源地域整備計画の内容	c2	④	
5	11	小笠原諸島振興開発特別措置法	第4条	第1項	小笠原諸島振興開発計画の策定	c2	④	
			第4条	第2項	小笠原諸島振興開発計画の内容	c2	④(2号～10号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第3項	小笠原諸島振興開発計画の内容	c2	④	
			第4条	第4項	小笠原村に対する計画案作成・提出依頼	c3	②	
			第4条	第7項	小笠原諸島振興開発計画の公表	c4	×	
5	12	大阪湾臨海地域開発整備法	第7条	第3項	整備計画の公表	c4	×	
			第8条	第1項	整備計画の内容	c2	④(1号、4号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第2項	整備計画の内容	c2	④(1号、3号、4号に係る部分) ×(その他)	
5	13	奄美群島振興開発特別措置法	第3条	第1項	奄美群島振興開発計画の策定	c2	④	
			第3条	第2項	奄美群島振興開発計画の内容	c2	④(1号～12号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第4項	奄美群島振興開発計画の内容	c2	④	
			第3条	第5項	奄美群島内の市町村に対する計画案作成・提出依頼	c3	②	
			第3条	第8項	奄美群島振興開発計画の公表	c4	×	
5	14	沖縄振興特別措置法	第6条	第1項	観光振興計画の策定	c2	④	
			第6条	第2項	観光振興計画の内容	c2	④(1号、4号、5号、8号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	観光振興計画の内容	c2	④	
			第6条	第10項	観光振興計画の公表	c4	③	
			第28条	第1項	情報通信産業振興計画の策定	c2	④	
			第28条	第2項	情報通信産業振興計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第28条	第4項	情報通信産業振興計画の内容	c2	④	
			第28条	第10項	情報通信産業振興計画の公表	c4	③	
			第60条	第1項	農林水産業振興計画の策定	c2	④	
			第60条	第2項	農林水産業振興計画の内容	c2	④(1号、3号～6号に係る部分) ×(その他)	
			第60条	第3項	農林水産業振興計画の内容	c2	④	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
5	14	沖縄振興特別措置法	第60条	第7項	農林水産業振興計画の公表	c4	×	
			第75条	第1項	職業安定計画の策定	c2	④	
			第75条	第2項	職業安定計画の内容	c2	④(1号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第75条	第4項	職業安定計画の内容	c2	④	
			第75条	第8項	職業安定計画の公表	c4	×	
			第84条	第2項	地域文化の振興に関する施策等の総合的な推進を図るための方針の策定	c2	×	
			第100条	第1項	県総合整備計画の策定	c2	×	
			第102条		市町村総合整備計画の策定	c2	×	
			第105条の2	第2項	沖縄振興特定事業計画の内容	c2	④(2号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第105条の2	第3項	その他の者からの意見聴取	c3	×	
			第105条の2	第4項	沖縄振興特定事業計画の公表	c4	×	
5	15	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	第10条	第2項	市町村総合整備計画の策定	c2	×	
			第10条	第3項	土地の所有者の意見聴取	c3	②	
			第10条	第4項	市町村総合整備計画の公表	c4	×	
			第11条	第2項	土地の所有者の意見聴取	c3	②	
			第11条	第3項	県総合整備計画の公表	c4	×	
5	16	離島振興法	第4条	第1項	離島振興計画の策定	c2	④	
			第4条	第2項	離島振興計画の内容	c2	④(2号～10号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第3項	その全部又は一部の区域が離島振興対策実施地域である市町村に対する計画案作成・提出依頼	c3	②	
5	17	山村振興法	第7条の2	第1項	山村振興基本方針の策定	c2	×	
			第7条の2	第2項	山村振興基本方針の内容	c2	×	
			第8条	第1項	山村振興計画の策定	c2	④	
5	18	過疎地域自立促進特別措置法	第5条	第1項	過疎地域自立促進方針の策定	c2	④	
			第5条	第2項	過疎地域自立促進方針の内容	c2	④(2号～9号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第1項	過疎地域自立促進市町村計画の策定	c2	④	
			第6条	第2項	過疎地域自立促進市町村計画の内容	c2	④(2号～9号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第1項	過疎地域自立促進都道府県計画の策定	c2	④	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
5	19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	第5条	第2項	活性化計画の内容	c2	④(1号、3号、4号、6号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第4項	農林漁業団体等の同意	c3	①	
			第5条	第10項	活性化計画の公表	c4	×	
			第7条	第5項	所有権移転等促進計画の承認に際しての都道府県農業会議の意見聴取	c3	①	
5	20	半島振興法	第3条	第3項	関係市町村長の協議	c3	②	
			第4条	第1項	半島振興計画の内容	c2	④(2号～9号に係る部分) ×(その他)	
5	21	総合保養地域整備法	第5条	第2項	基本構想の内容	c2	④(1号、3号(区域に限る)、4号、5号、7号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第6項	基本構想の公表	c4	×	
5	22	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	第4条	第1項	基本方針の策定	c2	×	
			第4条	第2項	基本方針の内容	c2	×	
			第4条	第5項	基本方針の公表	c4	×	
			第4条	第6項	基本方針の変更	c2	×	
			第5条	第2項	市町村計画の内容	c2	×	
			第5条	第5項	市町村計画の公表	c4	③	
5	26	土地区画整理法	第55条	第1項	事業計画の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間	c5	×	
			第55条	第4項	意見書内容の審査	c3	②	
			第87条	第1項	換地計画に定める事項	c2	①(1号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第88条	第2項	換地計画の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間	c5	×	
			第88条	第4項	意見書内容の審査	c3	②	
			第88条	第5項	換地計画修正時の意見処理手続	c3、c4、c5	×(c5に係る部分)	
第95条	第4項	換地計画の策定、内容	c2	①				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
5	27	公共用地の取得に関する特別措置法	第47条	第3項	生活再建計画の策定	c2	①	
					特定公共事業施行者等の協議	c3	① (特定公共事業を施行する者) ②(申出をした者又はその代表者)	
					関係市町村長の協議	c3	①	
					関係行政機関の協議	cb	1②	
5	29	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第12条	第2項	事業概要書の公告、縦覧	c4	①	
					縦覧の期間等	c5	×	
6	1	都市計画法	第6条の2	第1項	都市計画の内容	c2	②	
			第6条の2	第2項	都市計画の内容	c2	②(区域区分の方針) ×(その他)	
			第7条の2	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第8条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第8条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第8条	第3項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第10条の2	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第10条の2	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
			第10条の3	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
			第10条の4	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第10条の4	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
			第11条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第11条	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
			第11条	第6項	都市計画の内容	c2	①	
			第12条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第12条	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
第12条	第3項	都市計画の内容	c2	①				
第12条	第6項	都市計画の内容	c2	①				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	1	都市計画法	第12条の2	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第12条の2	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
			第12条の2	第4項	都市計画の策定	c2	①	
			第12条の4	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第12条の4	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を除く) ×(その他)	
			第12条の5	第2項	都市計画の内容	c2	①(3号に係る部分) ×(その他)	
			第12条の5	第5項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)	
			第12条の5	第7項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第13条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第13条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第13条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第14条	第1項	図書の表示の方法	c5	×	
			第14条	第2項	都市計画の内容	c5	×	
			第14条	第3項	都市計画の内容	c5	×	
			第18条の2	第1項	市町村の都市計画に関する基本方針の策定	c2	×	
			第18条の2	第2項	公聴会の開催等住民の意見反映に必要な措置	c3	×	
			第18条の2	第3項	市町村の都市計画に関する基本方針の公表	c4	×	
			第20条	第1項	都市計画決定の告示	c4	①	
			第20条	第2項	都市計画の縦覧	c4	①	
					縦覧の方法	c5	×	
			第21条	第1項	都市計画の変更	c2	×	
第21条の3		計画提案に係る計画内容の審査	c3	②				
第23条	第4項	港湾管理者の意見反映	c3	①				
第23条	第7項	道路を管理することとなる者への協議	c3	②				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	2	都市再生特別措置法	第36条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第36条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第38条		計画提案に係る計画内容の審査	c3	②	
			第41条	第1項	6月以内の提案処理	c5	×	
			第46条	第2項	都市再生整備計画の内容	c2	④(1号~5号) ×(その他)	
			第46条	第4項	特定非営利活動法人等の同意	c3	①	
			第46条	第10項	都市再生整備協議会の意見聴取	c3	×	
			第46条	第12項	都市再生整備計画の公表、公告	c4	×	
			第52条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第52条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第52条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第55条		計画要請に係る内容の審査	c3	②	
6	3	都市再開発法	第2条の3	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第4条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第4条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条		都市計画の内容	c2	×	
			第7条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第7条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第7条の11	第1項	事業計画に定める事項	c2	①(施行地区に係る部分) ×(その他)	第2次勧告別紙1中メルク マール該当非該当の判断 は「i」から「x」に修正
			第74条	第1項	権利変換計画の決定の基準	c2	×	
			第75条	第1項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第75条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第75条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第77条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第77条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第77条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
第77条	第5項	権利変換計画の内容	c2	①				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	3	都市再開発法	第82条		権利変換計画の内容	c2	①	
			第83条	第1項	権利変換計画の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間、縦覧開始日、場所、時間の公告	c5	×	
			第83条	第3項	意見書内容の審査	c3	②	
			第83条	第4項	権利変換計画を修正した際の意見処理手続	c3、c4、c5	×(c5に係る部分)	
			第99条の2	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第5項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第109条の2	第6項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第118条の7	第3項	管理処分計画の内容	c2	①	
第118条の32	第1項	権利変換計画の内容	c2	①				
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第3条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第31条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第32条	第2項	都市計画の内容	c2	①(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第32条	第3項	特定防災街区整備地区に関する都市計画に定める事項	c2	×	
			第32条	第4項	都市計画の内容	c2	×	
			第32条	第5項	都市計画の内容	c2	×	
			第120条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第120条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第179条	第1項	事業計画の策定	c2	①	
			第181条	第1項	事業計画の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間	c5	×	
			第204条	第1項	権利変換計画の策定	c2	①	
			第206条	第1項	権利変換計画の決定の基準	c2	×	
			第207条	第1項	権利変換計画の内容	c2	①	
第207条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第207条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第207条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第209条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第210条	第1項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第210条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第210条	第3項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第210条	第4項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第210条	第5項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第215条		権利変換計画の内容	c2	①	
			第216条	第1項	権利変換計画の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間、縦覧開始日、場所、時間の公告	c5	×	
			第216条	第3項	意見書内容の審査	c3	②	
			第216条	第4項	権利変換計画を修正した際の意見処理手続	c3、c4、c5	×(c5に係る部分)	
			第235条	第2項	権利変換計画の内容	c2	①	
			第281条	第1項	防災都市施設の施行予定者	c2	①	
			第281条	第2項	都市計画の案に対する施行予定者の同意	c3	①	
			第281条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第281条	第4項	都市計画の内容	c2	①	
			6	5	都市緑地法	第4条	第2項	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の内容
第4条	第4項	公聴会の開催等住民の意見反映に必要な措置				c3	×	
第4条	第7項	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の公表				c4	×	
第6条	第1項	緑地保全計画の策定				c2	①、④	
第6条	第2項	緑地保全計画の内容				c2	①(1号に係る部分) ④(2号イに係る部分) ×(その他)	
第6条	第4項	緑地保全計画の公表				c4	①	
		緑地保全地域の表示				c4	①	
第7条	第1項	緑地保全地域内への標識設置				c5	×	
		都市計画の内容				c2	①	
第34条	第3項	都市計画の内容				c2	①	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	6	生産緑地法	第3条	第2項	所有権等を有する者及び当該権利に関する仮登記、差押えの登記又は買戻しの特約の登記の登記名義人の同意	c3	②	
			第6条	第1項	生産緑地地区の表示	c4	①	
					生産緑地地区内への標識設置	c5	×	
6	7	駐車場法	第4条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	④	
			第4条	第2項	駐車場整備計画の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第4項	駐車場整備計画の公表	c4	×	
			第10条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
6	8	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第5条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第5条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第18条	第1項	施行計画の策定	c2	①	
			第18条	第3項	関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
			第18条の2	第1項	処分管理計画の策定	c2	①	
6	11	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第3条	第1項	近郊整備区域建設計画等の策定	c2	④	
			第4条	第1項	近郊整備区域建設計画等の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第7条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第24条	第1項	施行計画の策定	c2	①	
			第24条	第3項	関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
			第25条	第1項	処分管理計画の策定	c2	①	
6	12	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第3条	第1項	保全区域整備計画の策定	c2	④	
			第3条	第3項	保全区域整備計画の公表	c4	×	
			第4条		保全区域整備計画の内容	c2	④(3号に係る部分) ×(その他)	
6	14	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律	第3条	第1項	都市整備区域建設計画等の策定	c2	④	
			第3条	第3項	都市整備区域建設計画等の公表	c4	×	
			第4条		都市整備区域建設計画等の内容	c2	④(5号、6号に係る部分) ×(その他)	
			第5条		保全区域整備計画の内容	c2	④(3号に係る部分) ×(その他)	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	15	新都市基盤整備法	第4条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第4条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第24条	第1項	施行計画の策定	c2	①(施行区域に係る事項) ×(その他)	
			第25条	第2項	関係のある根幹公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
			第44条	第1項	処分計画の策定	c2	①	
			第44条	第2項	処分計画に定める事項	c2	①(土地の利用の規制に関する部分) ×(その他)	
			第46条	第1項	処分計画の基準	c2	×	
			第46条	第2項	処分計画の基準	c2	×	
			第47条		処分計画の内容	c2	①	
			第49条	第1項	実施計画の策定	c2	×	
6	16	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第6条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	基本計画の内容	c2	④	
			第6条	第4項	基本計画の内容	c2	④	
			第6条	第8項	基本計画の公表	c4	×	
			第19条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第19条	第4項	都市計画の内容	c2	①	
			第26条		拠点整備土地区画整理事業の事業計画の策定、内容	c2	×	
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第3条の2	第1項	基本方針の策定	c2	×	
			第3条の2	第2項	基本方針の内容	c2	×	
			第3条の2	第3項	基本方針の内容	c2	×	
			第3条の2	第9項	基本方針の公表	c4	×	
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第7条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第7条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第8条		都市計画の内容	c2	×	
			第25条	第1項	施行計画及び処分計画の策定	c2	①	
			第25条	第2項	施行計画に定める事項	c2	①(事業地に係る部分) ×(その他)	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	17	流通業務市街地の整備に関する法律	第25条	第3項	処分計画に定める事項	c2	①(処分後の造成敷地等の利用の規制に係る事項) ×(その他)	
			第27条		処分計画の内容	c2	×	
			第28条		処分計画の内容	c2	×	
			第29条		関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
6	18	中心市街地の活性化に関する法律	第9条	第1項	基本計画の作成	c2	④	
					基本計画の認定	cb	1a(2号、4号～10号、12号に係る部分) 6①(2号、6号、12号に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第1項	認定基本計画の変更の認定	cb	1a(2号、4号～10号、12号に係る部分) 6①(2号、6号、12号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号、4号～10号、12号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第4項	中心市街地活性化協議会、商工会・商工会議所の意見聴取	c3	②	
			第9条	第5項	地方住宅供給公社の同意	c3	①	
			第9条	第10項	認定基本計画の内容の公表	c4	③	
			第13条	第4項	認定基本計画取消しの通知の旨の公表	c4	③	
			第17条	第1項	基本計画の内容	c2	×	
			第17条	第2項	公園管理者の同意	c3	①	
6	19	筑波研究学園都市建設法	第7条	第1項	周辺開発地区整備計画の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第1項	国土交通大臣の協議	cb	×	
			第8条	第3項	周辺開発地区整備計画の公表	c4	×	
6	20	関西文化学術研究都市建設促進法	第5条	第1項	関西文化学術研究都市の建設に関する計画の策定	c2	④	
			第5条	第3項	関西文化学術研究都市の建設に関する計画の公表	c4	×	
			第6条	第1項	関西文化学術研究都市の建設に関する計画の内容	c2	④(1号～6号に係る部分) ×(その他)	
6	35	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律	第3条	第1項	事業計画の策定	c2	④	
			第3条	第2項	事業計画の内容	c2	④(事業の概要及び経費の概算に係る部分) ×(その他)	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	37	景観法	第8条	第2項	景観計画の内容	c2	①、④(1号、3号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第3項	景観計画の内容	c2	①、④	
			第12条		計画提案に係る内容の審査	c3	②	
			第55条	第2項	景観農業振興地域整備計画の内容	c2	④	
			第61条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
6	40	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	第6条	第2項	特別保存地区の表示	c4	①	
					表示の方法	c5	×	
6	41	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	第3条	第1項	都市計画の内容	c2	①、④	
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	④(1号～10号に係る部分) ×(その他)	
7	1	道路法	第47条の5	第3項	実施要請に係る素案の審査	c3	②	
			第47条の5	第6項	都道府県公安委員会への意見聴取	cb	4①	
7	2	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第7条	第1項	道路交通騒音減少計画の策定	c2	×	
			第7条	第2項	道路交通騒音減少計画の内容	c2	×	
			第7条	第3項	道路交通騒音減少計画の公表	c4	×	
			第9条	第2項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第4項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第6項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第7項	都市計画の内容	c2	×	
			第10条の2	第1項	沿道整備権利移転等促進計画の策定	c2	①、④	
			第10条の2	第2項	沿道整備権利移転等促進計画の内容	c2	①(1号～5号に係る部分) ×(その他) ④(1号～6号に係る部分) ×(その他)	
第10条の2	第3項	沿道整備権利移転等促進計画の内容	c2	①、④				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
7	3	共同溝の整備等に関する特別措置法	第6条	第1項	共同溝整備計画の策定	c2	①	
			第6条	第2項	共同溝整備計画の内容	c2	①(3号～5号に係る部分) ④(5号、6号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第1項	共同溝の占用予定者への意見書提出依頼	c3	②	
			第7条	第2項	意見書採択時の計画作成	c2	×	
			第7条	第3項	共同溝整備計画の変更手続	c3	×	
			第7条	第4項	共同溝の占用予定者の意見聴取	c3	②	
7	4	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	第5条	第2項	電線共同溝整備計画の策定	c2	×	
7	6	踏切道改良促進法	第4条	第1項	立体交差化計画等の策定	c2	④	
7	7	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	第4条	第1項	特定交通安全施設等整備事業の実施計画の策定	c2	④	
7	9	地方道路公社法	第5条	第4項	道路管理者の同意	c3	①	
			第9条	第2項	道路管理者の同意	c3	①	
8	3	災害対策基本法	第40条	第2項	都道府県地域防災計画の内容	c2	×	メルクマールv:1号、2号 (情報の収集及び伝達、 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の部分)、3号
			第42条	第2項	市町村地域防災計画の内容	c2	×	メルクマールv:1号、2号 (情報の収集及び伝達、 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の部分)、3号
8	5	水防法	第7条	第1項	水防計画の策定、変更	c2	×	
			第7条	第3項	二以上の都道府県に関する水防計画の策定、変更	c2	×	
			第7条	第4項	水防計画の要旨の公表	c4	×	
			第32条	第1項	水防計画の策定、変更	c2	×	
			第32条	第3項	水防計画の要旨の公表	c4	×	
8	10	地すべり等防止法	第24条	第2項	利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見聴取	c3	②	
			第24条	第4項	関連事業計画の公表	c4	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
8	13	豪雪地帯対策特別措置法	第6条	第2項	道府県豪雪地帯対策基本計画の内容	c2	④(2号～7号に係る部分) ×(その他)	
8	14	地震防災対策特別措置法	第3条	第1項	地震防災緊急事業五箇年計画の内容	c2	④(1号～19号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第3項	地震防災緊急事業五箇年計画の内容	c2	④	
8	15	大規模地震対策特別措置法	第6条	第1項	地震防災強化計画の策定及び内容	c2	④(2号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv:1号
8	16	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	第3条	第2項	地震対策緊急整備事業計画の内容	c2	④	
8	17	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第6条	第1項	東南海・南海地震防災対策推進計画の策定及び内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	
8	18	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第6条	第1項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定及び内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	
8	19	活動火山対策特別措置法	第4条		避難施設緊急整備計画の内容	c2	④(1号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第1項	防災営農施設整備計画の策定	c2	④	
			第8条	第2項	防災林業経営施設整備計画の策定	c2	④	
			第8条	第3項	防災漁業経営施設整備計画の策定	c2	④	
			第8条	第4項	関係農業団体、関係林業団体、関係漁業団体の意見聴取	c3	②	
8	20	石油コンビナート等災害防止法	第31条	第2項	石油コンビナート等防災計画の内容	c2	×	メルクマールv:3号、15号、16号以外
			第33条	第1項	緑地等の設置に関する計画の策定	c2	①	
8	22	被災市街地復興特別措置法	第5条	第2項	都市計画の内容	c2	①(制限が行われる期間の満了の日に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
9	2	住宅地区改良法	第5条	第1項	事業計画の策定	c2	④	
			第6条	第1項	実施計画の策定	c2	④	
			第6条	第2項	基本計画の内容	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	実施計画の内容	c2	④(1号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条		公共施設の管理者等、地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関、改良地区内において住宅経営をしようとする者等への協議	c3	②	
			第8条	第1項	事業計画策定の旨の告示	c4	①	
第8条	第2項	改良地区内への掲示	c5	×				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
9	2	住宅地区改良法	第30条	第1項	図書の備付け	c4	①	
					備付けの方法	c5	×	
9	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条	第1項	都道府県耐震改修促進計画の策定	c2	④	
			第5条	第2項	都道府県耐震改修促進計画の内容	c2	④(1号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第4項	地方住宅供給公社の同意	c3	①	
			第5条	第5項	都道府県耐震改修促進計画の公表	c4	×	
			第5条	第8項	市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の公表	c4	×	
9	5	住生活基本法	第17条	第1項	都道府県計画の策定	c2	④	
			第17条	第2項	都道府県計画の内容	c2	④(1号、5号、6号に係る部分) ×(その他)	
			第17条	第3項	住民の意見反映に必要な措置、市町村への協議、地域住宅協議会への意見聴取	c3	①(住民の意見反映に必要な措置を除く) ×(その他)	
			第17条	第7項	都道府県計画の公表	c4	×	
9	6	公営住宅法	第37条	第2項	公営住宅建替事業に関する計画の策定及び内容	c2	×	メルクマールivg:2号、4号
9	8	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	第6条	第2項	地域住宅計画の内容	c2	④(2号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	機構等の同意	c3	①	
			第6条	第8項	地域住宅計画の公表	c4	×	
9	11	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	第3条	第2項	優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第4項	優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の公表	c4	③	
9	14	新住宅市街地開発法	第4条	第1項	都市計画の内容	c2	①	
			第21条	第1項	施行計画・処分計画の策定	c2	①	
			第21条	第2項	施行計画に定める事項	c2	①(事業地に係る部分) ×(その他)	
			第21条	第3項	施行計画に定める事項	c2	①(処分後の造成宅地等の規制に係る事項) ×(その他)	
			第23条	第1項	処分計画の基準	c2	×	
			第24条		処分計画の基準	c2	×	
			第26条		関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者への協議	c3	②	
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第4条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条	第3項	都市計画の内容	c2	①	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
9	16	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第12条		事業計画の内容	c2	×	
			第17条	第2項	集合農地区の区域	c2	①	
			第20条	第2項	協議(義務教育施設の設置義務者)	c3	②	
			第24条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第24条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第31条	第1項	都市計画に定める施行区域	c2	①	
			第31条	第2項	都市計画の内容	c2	①	
			第35条	第1項	事業計画に定める施行区域	c2	①(施行地区、施設住宅を建設すべき土地の区域に係る事項) ×(その他)	
			第35条	第3項	事業計画に定める事項	c2	①	
			第73条		換地計画に定める事項	c2	①(1号~5号に係る部分) ×(その他)	
第75条	第2項	換地計画の内容	c2	①				
9	17	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	第4条	第3項	基本計画の内容	c2	④(1号~6号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第5項	特定鉄道事業を經營しようとする者の意見聴取	c3	①	
			第4条	第6項	関係都府県との相互調整	c3	③	
			第4条	第8項	省令で定める図書の添付	c5	×	
			第4条	第9項	基本計画の公告	c4	③	
			第13条	第5項	事業計画の変更	c2	×	
9	25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第4条	第1項	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の策定	c2	×	
			第4条	第2項	特定建設資材に係る分別解体等の促進等の実施に関する指針の公表	c4	×	
10	13	学校保健安全法	第5条		学校保健計画の策定	c2	×	
			第27条		学校安全計画の策定	c2	×	
10	20	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	第6条	第1項	基本計画の策定	c2	×	
			第6条	第2項	基本計画の内容	c2	×	
			第6条	第3項	基本計画の公表	c4	×	
11	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	第25条	第2項	事業環境整備構想の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第25条	第3項	関係市町村への協議	c3	×	
			第25条	第6項	事業環境整備構想の公表	c4	③	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
11	5	中小企業支援法	第4条	第1項	中小企業支援事業の実施に関する計画の策定	c2	×	
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号~5号、第7号、11号、13号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第7項	基本計画の公表	c4	③	
11	8	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	第4条	第1項	基本構想の認定	cb	×	事実上の義務付けとならないよう見直し
					基本構想の作成	c2	×	
			第4条	第2項	基本構想の内容	c2	×	
			第4条	第5項	基本構想の公表	c4	×	
			第5条	第1項	主務大臣の認定	cb	×	4条1項と同じ
11	9	小規模企業者等設備導入資金助成法	第12条	第1項	事業計画の作成	c2	④	事業計画の廃止
12	2	有機農業の推進に関する法律	第7条	第2項	推進計画の公表	c4	×	
12	3	農業改良助長法	第7条	第6項	実施方針の内容	c2	×	
			第7条	第7項	実施方針の策定・変更	c2	×	
12	4	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	第3条	第1項	導入指針の策定	c2	④	
			第3条	第2項	導入指針の内容	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第3項	導入指針の変更	c2	④	
			第3条	第4項	導入指針の公表	c4	③	
12	6	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	第3条	第1項	就農促進方針の策定	c2	④	
			第3条	第2項	就農促進方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第3項	就農促進方針の変更	c2	④	
			第3条	第4項	就農促進方針の公表	c4	③	
12	8	農山漁村電気導入促進法	第2条	第1項	都道府県農山漁村電気導入計画の策定	c2	×	
			第2条	第2項	都道府県農山漁村電気導入計画の内容	c2	×	
12	9	農業機械化促進法	第5条の3	第4項	都道府県の導入計画の公表	c4	③	
12	11	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第4条	第2項	農林業等活性化基盤整備計画の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第3項	農林業等活性化基盤整備計画の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第7項	農林業等活性化基盤整備計画の公表	c4	③	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
12	16	集落地域整備法	第7条	第2項	集落農業振興地域整備計画の内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	
12	17	農業経営基盤強化促進法	第6条	第2項	農業経営基盤強化促進基本構想の内容	c2	×	
			第6条	第7項	農業経営基盤強化促進基本構想の公告	c4	③	
			第18条	第1項	農用地利用集積計画策定時の農業委員会の決定	c3	①	
12	18	地力増進法	第6条	第1項	地力増進対策指針の策定	c2	×	
			第6条	第2項	地力増進対策指針の内容	c2	×	
			第6条	第3項	関係農業者の組織する団体の意見聴取	c3	×	
			第6条	第4項	地力増進対策指針の公表	c4	×	
12	20	果樹農業振興特別措置法	第2条の3	第2項	都道府県の果樹農業振興計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第3項	都道府県の果樹農業振興計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第4項	学識経験者からの意見聴取	c3	②	
			第2条の3	第5項	都道府県の果樹農業振興計画の概要の公表	c4	③	
12	21	野菜生産出荷安定法	第8条	第1項	生産集荷近代化計画の策定	c2	×	
				生産集荷近代化計画の概要の公表	c4	×		
			第8条	第2項	生産出荷近代計画の内容	c2	×	
			第8条	第4項	農業団体等の意見聴取	c3	②	
第9条	第1項	生産集荷近代化計画変更の概要の公表	c4	×				
12	24	植物防疫法	第24条	第5項	防除計画の告示	c4	×	
12	25	農業災害補償法	第85条の3	第2項	共済事業の実施計画の策定	c2	×	
			第85条の6	第2項	共済事業の実施計画の策定	c2	×	
12	28	家畜改良増殖法	第3条の3	第2項	都道府県の家畜改良増殖計画の内容	c2	④(2号～8号に係る部分) ×(その他)	
			第3条の3	第3項	学識経験者からの意見聴取	c3	②	
			第3条の3	第4項	家畜改良増殖計画の公表	c4	×	
12	29	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第2条の3	第2項	都道府県計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第5項	都道府県計画の公表	c4	×	
			第2条の4	第2項	市町村計画の内容	c2	④(2号～6号に係る部分) ×(その他)	
12	33	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第8条	第2項	都道府県計画の内容	c2	④(2号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第4項	都道府県計画の公表	c4	③	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
12	39	獣医療法	第11条	第2項	都道府県計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第4項	都道府県計画の公表	c4	③	
13	2	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	第2条の2	第2項	基本構想の内容	c2	④	
			第2条の2	第4項	基本構想の公表	c4	③	
13	4	林業労働力の確保の促進に関する法律	第4条	第2項	林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容	c2	④(3号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第4項	林業労働力の確保の促進に関する基本計画の公表	c4	③	
13	5	森林法	第5条	第1項	地域森林計画の策定	c2	①、②	
			第5条	第2項	地域森林計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ②(2号～4号の2、5号、7号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第1項	地域森林計画の案の縦覧	c4	②	
					縦覧の期間	c5	×	
			第6条	第3項	関係森林管理局長の意見聴取	cb	4①	
			第6条	第6項	地域森林計画の公表	c4	①	
			第39条の4	第1項	地域森林計画の内容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第10条の5	第1項	市町村森林整備計画の策定	c2	×	
			第10条の5	第2項	市町村森林整備計画の内容	c2	×	
			第10条の5	第6項	関係森林管理局長の意見聴取	cb	×	
			第10条の5	第8項	市町村森林整備計画の公表	c4	③	
第10条の6	第2項	市町村森林整備計画の変更	c2	×				
13	11	森林病虫害等防除法	第7条の3	第1項	都道府県防除実施基準の策定	c2	×	
			第7条の3	第2項	都道府県防除実施基準の内容	c2	×	
			第7条の3	第4項	都道府県防除実施基準の公表	c4	×	
			第7条の6	第1項	樹種転換促進指針の策定	c2	×	
			第7条の6	第2項	樹種転換促進指針の内容	c2	×	
			第7条の6	第4項	樹種転換促進指針の公表	c4	×	
			第7条の9	第1項	地区防除指針の策定	c2	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
13	11	森林病虫害等防除法	第7条の9	第2項	地区防除指針の内容	c2	×	
			第7条の10	第1項	地区実施計画の策定	c2	×	
			第7条の10	第2項	地区実施計画の内容	c2	×	
			第7条の10	第3項	特定森林を所有する者の意見聴取	c3	②	
			第7条の10	第4項	地区実施計画の公表	c4	×	
14	3	水産資源保護法	第17条	第1項	保護水面の管理計画の策定	c2	①	
			第17条	第2項	保護水面の管理計画の内容	c2	①(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第1項	特定漁港漁場整備事業計画の策定	c2	④	
			特定漁港漁場整備事業計画の公表		c4	×		
			第17条	第2項	特定漁港漁場整備事業計画の内容	c2	④(施行区域及び工事に 関する事項、事業費に係 る事項に係る部分) ×(その他)	
			第17条	第4項	特定漁港漁場整備事業計画の 公告、縦覧	c4	②	
					縦覧の期間	c5	×	
			第17条	第8項	特定漁港漁場整備事業計画の 変更	c2	④	
第17条	第10項	特定漁港漁場整備事業計画変 更の公表	c4	×				
14	8	沿岸漁場整備開発法	第7条の2	第2項	基本計画の内容	c2	①(1号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条の2	第6項	基本計画の公表	c4	×	
14	12	海洋水産資源開発 促進法	第7条	第1項	沿岸水産資源開発計画の策定	c2	×	
			第7条	第2項	沿岸水産資源開発計画の内容	c2	×	
			第7条	第5項	沿岸水産資源開発計画の公表	c4	③	
15	5	農村地域工業等導 入促進法	第4条	第2項	農村地域工業等導入基本計画 の策定内容	c2	×	
			第4条	第5項	農村地域工業等導入基本計画 の公表	c4	③	
			第5条	第3項	農村地域工業等導入実施計画 の内容	c2	④(1号、2号、5号～8号に 係る部分) ×(その他)	
			第5条	第9項	農村地域工業導入実施計画の 概要公表	c4	×	
15	18	発電用施設周辺地 域整備法	第4条	第3項	公共用施設整備計画の内容	c2	④	
			第4条	第4項	事業実施者、発電用施設設置者 からの意見聴取	c3	①	
			第10条	第2項	利便性向上等事業計画の内容	c2	④(事業の概要、経費の 概算に係る部分) ×(その他)	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
16	1	卸売市場法	第6条	第4項	都道府県卸売市場整備計画の公表	c4	×	
			第9条	第1項	事業計画の策定	c2	×	
			第9条	第3項	事業計画の内容	c2	×	
17	2	都市鉄道等利便増進法	第12条	第2項	交通結節機能高度化構想の内容	c2	×	
			第14条	第2項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④(1号～10号に係る部分) ×(その他)	
			第14条	第3項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	
			第14条	第4項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	
			第14条	第5項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	
			第14条	第7項	交通結節機能高度化計画の内容	c2	④	
			第14条	第12項	国土交通大臣の認定	cb	6②	
			第19条	第1項	都市計画の策定	c2	④	
			第20条	第1項	都市計画の内容	c2	④	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第25条	第2項	移動等円滑化基本構想の内容	c2	④(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第25条	第3項	移動等円滑化基本構想の内容	c2	④	
			第25条	第6項	住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見反映	c3	×	
			第25条	第7項	施設設置管理者への協議	c3	②	
					協議会における協議	c3	×	
			第25条	第10項	移動等円滑化基本構想の公表	c4	③	
			第27条	第2項	基本構想の作成等の提案の採用の有無の公表	c4	×	
			第31条	第1項	道路特定事業計画の策定	c2	③、④	
			第31条	第3項	道路特定事業計画の内容	c2	③ ④(1号、2号に係る部分)	
			第31条	第4項	施設設置管理者の意見聴取	c3	②	
			第31条	第5項	道路特定事業計画の内容	c2	①、③	
					道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者への協議	c3	②	
			第31条	第6項	道路特定事業計画の公表	c4	×	
			第32条	第1項	道路特定事業計画の策定	c2	③	
第34条	第1項	都市公園特定事業計画の策定	c2	③、④				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第34条	第2項	都市公園特定事業計画の内容	c2	③ ④(1号、2号に係る部分)	
			第34条	第3項	施設設置管理者の意見聴取	c3	②	
			第34条	第4項	都市公園特定事業計画の内容	c2	①、③	
					都市公園特定事業に係る工作物の管理者への協議	c3	②	
			第34条	第5項	都市公園特定事業計画の公表	c4	×	
			第36条	第1項	交通安全特定事業計画の策定	c2	③、④	
			第36条	第3項	交通安全特定事業計画の内容	c2	③(1号～3号に係る部分) ④(1号、2号に係る部分)	
			第36条	第4項	道路管理者の意見聴取	c3	④	
第36条	第5項	交通安全特定事業計画の公表	c4	×				
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第2項	地域公共交通総合連携計画の内容	c2	④(4号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第5項	住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見反映	c3	×	
			第5条	第6項	協議会への協議、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者への協議	c3	②	
			第5条	第7項	地域公共交通総合連携計画の公表	c4	③	
			第7条	第2項	計画作成等の提案の採用の有無の公表	c4	×	
			第11条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	④	
			第11条	第2項	公園管理者の同意	c3	①	
			第16条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	④	
			第16条	第2項	公園管理者の同意	c3	①	
17	5	都市モノレールの整備の促進に関する法律	第3条		都市計画の内容	c2	④	
17	8	港湾法	第3条の3	第1項	港湾計画の策定	c2	×	
			第3条の3	第2項	港湾計画の内容	c2	×	
			第3条の3	第9項	港湾計画の公示	c4	×	
			第3条の3	第10項	港湾計画の公示	c4	×	
17	18	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律	第4条	第5項	外客来訪促進県計画の公表	c4	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
17	19	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	第4条	第2項	基本計画の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第6項	基本計画の公表	c4	×	
18	4	勤労青少年福祉法	第6条	第2項	都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容	c2	×	
			第6条	第5項	都道府県勤労青少年福祉事業計画概要の公表	c4	×	
18	8	障害者の雇用の促進等に関する法律	第38条	第1項	身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の策定	c2	×	
			第48条	第1項	特定身体障害者の採用に関する計画の策定	c2	×	
18	9	地域雇用開発促進法	第5条	第2項	地域雇用開発計画の内容	c2	④(1号、4号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第6項	地域雇用開発計画の公表	c4	③	
			第6条	第2項	地域雇用創造計画の内容	c2	④(1号、4号、6号～8号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	地域雇用創造協議会の議	c3	×	
			第6条	第4項	関係都道府県知事の意見聴取	cb	×	
			第6条	第7項	地域雇用創造計画の公表	c4	③	
18	12	職業能力開発促進法	第5条	第2項	都道府県職業能力開発計画の内容	c2	×	
			第5条	第6項	都道府県職業能力開発計画の公表	c4	×	
			第7条	第1項	都道府県職業能力開発計画の策定	c2	×	
			第7条	第2項	事業主、労働者その他の関係の意見反映	c3	②(事業主、労働者に係る部分) ×(その他)	
19	1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第44条		港湾における廃油処理施設等の整備計画の内容	c2	×	
19	2	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律	第5条	第1項	県計画の策定	c2	④	
			第5条	第2項	県計画の内容	c2	④(2号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第7項	県計画の公表	c4	×	
19	3	環境基本法	第17条	第3項	公害防止計画の策定	c2	④	
19	5	地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3	第1項	地方公共団体実行計画の策定	c2	×	
			第20条の3	第2項	地方公共団体実行計画の内容	c2	×	
			第20条の3	第3項	地方公共団体実行計画の内容	c2	×	
			第20条の3	第6項	住民その他利害関係者の意見反映	c3	×	
			第20条の3	第8項	地方公共団体実行計画の公表	c4	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	5	地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3	第10項	計画に基づく措置等の実施状況の公表	c4	×	
					毎年一回の公表	c5	×	
19	7	エコツーリズム推進法	第5条	第2項	エコツーリズム推進全体構想の策定	c2	×	
					エコツーリズム推進協議会による構想の策定	c3	×	
			第5条	第3項	エコツーリズム推進全体構想の内容	c2	×	
					エコツーリズム推進全体構想の公表	c4	×	
第6条	第5項	エコツーリズム推進全体構想の変更の認定	cb	×				
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第4条	第1項	鳥獣保護事業計画の策定	c2	×	
			第4条	第2項	鳥獣保護事業計画の内容	c2	×	
			第4条	第4項	鳥獣保護事業計画の公表	c4	×	
			第7条	第2項	特定鳥獣保護管理計画の内容	c2	④(1号～3号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第4項	利害関係人の意見聴取	c3	×	
					公聴会の開催	c5	×	
			第28条	第2項	鳥獣保護区の保護に関する指針の策定、内容	c2	①(「区域」、「存続期間」に係る部分) ×(その他)	
			第28条	第4項	鳥獣保護区の保護に関する指針案の公告、縦覧	c4	②	
縦覧の期間	c5	×						
第28条	第6項	鳥獣保護区の保護に関する指針案の意見聴取	c3	×				
		公聴会の開催	c5	×				
19	12	動物の愛護及び管理に関する法律	第6条	第1項	動物愛護管理推進計画の策定	c2	×	
			第6条	第2項	動物愛護管理推進計画の内容	c2	×	
			第6条	第4項	動物愛護管理推進計画の公表	c4	×	
19	14	公害防止事業費事業者負担法	第6条	第1項	費用負担計画の策定	c2	①	
			第6条	第2項	費用負担計画の内容	c2	①(2項1号～4号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	費用負担計画の内容	c2		
			第6条	第4項	費用負担計画の内容	c2		
			第6条	第5項	費用負担計画の要旨の公表	c4	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	15	ダイオキシン類対策特別措置法	第10条	第1項	総量削減計画の策定	c2	②	
			第11条	第1項	総量削減計画の内容(3号、4号に係る部分)	c2	②(3号、4号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第2項	指定地域の住民の意見聴取	c3	②	
					公聴会の開催	c5	×	
			第11条	第4項	総量削減計画の公告	c4	×	
			第31条	第1項	ダイオキシン類土壤汚染対策計画の策定	c2	①、④	
			第31条	第2項	ダイオキシン類土壤汚染対策計画の内容	c2	①、④	
			第31条	第3項	対策地域の住民の意見聴取	c3	②	
公聴会の開催	c5	×						
第31条	第6項	ダイオキシン類土壤汚染対策計画の概要の公告	c4	×				
19	16	大気汚染防止法	第5条の2	第1項	指定ばい煙総量削減計画の策定	c2	②	
			第5条の3	第1項	指定ばい煙総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第5条の3	第4項	指定ばい煙総量削減計画の公告	c4	×	
19	18	自動車から排出される窒素酸化物粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第1項	窒素酸化物総量削減計画の策定	c2	②	
			第7条	第2項	窒素酸化物総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第3項	協議会の意見聴取	c3	×	
			第7条	第5項	窒素酸化物総量削減計画の公告	c4	×	
			第9条	第1項	粒子状物質総量削減計画の策定	c2	②	
			第9条	第2項	粒子状物質総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」のみ)に係る部分) ×(その他)	
			第16条	第1項	窒素酸化物重点対策計画の策定	c2	×	
			第16条	第2項	窒素酸化物重点対策計画の内容	c2	×	
			第18条	第1項	粒子状物質重点対策計画の策定	c2	×	
			第18条	第2項	粒子状物質重点対策計画の内容	c2	×	
19	20	水質汚濁防止法	第4条の3	第1項	総量削減計画の策定	c2	②	
			第4条の3	第2項	総量削減計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第4条の3	第5項	総量削減計画の内容の公告	c4	×	
			第14条の8	第1項	生活排水対策推進計画の策定	c2	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	20	水質汚濁防止法	第14条の8	第2項	生活排水対策推進計画の内容	c2	×	
			第14条の8	第6項	生活排水対策推進計画の内容の公表	c4	①	
19	21	瀬戸内海環境保全特別措置法	第4条	第1項	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の策定	c2	②	
			第4条	第4項	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の公表	c4	×	
			第12条の4	第2項	指定物質削減指導方針の内容	c2	×	
			第12条の4	第4項	指定物質削減指導方針の公表	c4	①	
19	22	湖沼水質保全特別措置法	第4条	第1項	湖沼水質保全計画の策定	c2	②	
			第4条	第2項	関係都道府県知事との協議	c3	③	
			第4条	第3項	湖沼水質保全計画の内容	c2	②(1号、2号(水質保全の目標に関する部分)に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第4項	指定地域の住民の意見反映	c3	②	
			第4条	第7項	湖沼水質保全計画の公表	c4	×	
			第23条	第1項	湖沼総量削減計画の策定	c2	②	
			第23条	第2項	湖沼総量削減計画の内容	c2	②(削減目標、目標年度に係る部分) ×(その他)	
			第26条	第1項	流出水対策推進計画の策定	c2	×	
			第26条	第2項	流出水対策推進計画の内容	c2	×	
19	24	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	第5条	第1項	農用地土壌汚染対策計画の策定	c2	①、④	
			第5条	第2項	農用地土壌汚染対策計画の内容	c2	①、④(いずれも2号に係る部分)	
			第5条	第6項	農用地土壌汚染対策計画の概要の公告	c4	×	
19	26	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	第9条の3	第2項	空港周辺整備計画の内容	c2	④	
					周辺整備空港の設置者との同意協議	c3	①	
19	27	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第3条	第1項	航空機騒音対策基本方針の策定	c2	④	
			第3条	第2項	航空機騒音対策基本方針の内容	c2	④	
			第3条	第3項	航空機騒音対策基本方針の案の公表	c4	×	
			第3条	第5項	関係府県との協議	c3	③	
			第3条	第7項	航空機騒音対策基本方針の公表	c4	×	
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	①	
			第4条	第4項	都市計画の内容	c2	①	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	1	地域保健法	第21条	第2項	人材確保支援計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)	
20	2	健康増進法	第8条	第3項	都道府県健康増進計画等の策定、変更の公表	c4	×	
20	5	食品衛生法	第24条	第2項	都道府県等食品衛生監視指導計画の内容	c2	×	メルクマール v、vi : 1号、3号
			第24条	第4項	都道府県等食品衛生監視指導計画の公表	c4	×	
			第24条	第5項	都道府県等食品衛生監視指導計画の実施状況の公表	c4	×	
			第64条	第2項	住民の意見聴取	c3	×	
					都道府県等食品衛生監視指導計画の趣旨等の事前公表	c4	×	
20	8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第10条	第2項	予防計画の内容	c2	×	メルクマール v、vi : 1号~3号
			第10条	第4項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②	メルクマール iv e : 市町村に係る部分
			第10条	第5項	予防計画の公表	c4	×	
20	9	がん対策基本法	第11条	第1項	都道府県がん対策推進計画の策定	c2	×	
			第11条	第3項	都道府県がん対策推進計画の公表	c4	×	
			第11条	第4項	都道府県がん対策推進計画の変更	c2	×	
20	13	水道法	第5条の2	第2項	広域的水道整備計画の策定	c2	③	
			第5条の2	第3項	広域的水道整備計画の内容	c2	③	
20	14	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	第5条	第1項	都道府県計画の策定	c2	①	
			第5条	第4項	都道府県計画の内容	c2	①(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第8項	都道府県計画の公表	c4	×	
			第7条	第1項	河川管理者事業計画の策定	c2	①	
			第7条	第5項	河川管理者事業計画の内容	c2	①(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第9項	河川管理者事業計画の公表	c4	×	
20	15	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第5条	第1項	水質保全計画の策定	c2	②	
			第5条	第2項	水質保全計画の内容	c2	②(3号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第6項	関係都道府県知事との協議	c3	③	
			第5条	第7項	計画に定められた事業の実施者の意見聴取	c3	①	
			第5条	第7項	水道事業者からの実施措置の聴取 河川管理者との協議	c3	④	
第5条	第10項	水質保全計画の公表	c4	×				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	16	下水道法	第2条の2	第1項	流域別下水道整備総合計画の策定	c2	②	
			第2条の2	第2項	流域別下水道整備総合計画の内容	c2	②(2号～5号に係る部分) ×(その他)	
			第2条の2	第3項	流域別下水道整備総合計画の内容	c2	×	
			第4条	第1項	事業計画の策定	c2	④	
			第5条	第1項	事業計画の内容	c2	④	
			第25条の3	第1項	事業計画の策定	c2	④	
			第25条の4	第1項	事業計画の内容	c2	④	
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第5条の5	第1項	都道府県廃棄物処理計画の策定	c2	②	
			第5条の5	第2項	都道府県廃棄物処理計画の内容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第5条の5	第4項	都道府県廃棄物処理計画の公表	c4	×	
			第6条	第1項	一般廃棄物処理計画の策定	c2	①、②	
			第6条	第2項	一般廃棄物処理計画の内容	c2	①(3号、4号に係る部分) ②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第5項	一般廃棄物処理計画の公表	c4	×	
20	27	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第7条	第2項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容	c2	×	メルクマールivb:1号
			第7条	第3項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表	c4	×	
20	28	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	第4条	第2項	実施計画の内容	c2	④(1号～3号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第6項	実施計画の公表	c4	×	
20	29	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第8条	第1項	市町村分別収集計画の策定	c2	②	
			第8条	第2項	市町村分別収集計画の内容	c2	②(4号(特定分別基準適合物に係る部分)に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第3項	市町村分別収集計画の策定	c2	②	
			第8条	第4項	市町村分別収集計画の公表	c4	×	
			第9条	第1項	都道府県分別収集促進計画の策定	c2	②	
			第9条	第2項	都道府県分別収集促進計画の内容	c2	②(2号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第5項	都道府県分別収集促進計画の公表	c4	×	
20	30	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第11条	第2項	施設整備方針の内容	c2	④(当該特定周辺整備地区において整備される特定施設に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第5項	施設整備方針の公表	c4	③	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	33	下水道の整備等に 伴う一般廃棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容	c2	④(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)	
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容	c2	①(10号～12号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv:4号～8号 基準病床数の算定に当たり 独自に加減算できるよう 見直し
			第30条の4	第10項	学識経験者の団体の意見聴取	c3	②	
			第30条の4	第12項	医療計画の内容の公示	c4	①	
			第30条の6	第1項	医療計画の変更	c2	×	
20	45	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	第5条	第1項	医療計画に定める救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保の内容	c2	×	メルクマールv:2号
20	52	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	第10条	第5項	献血推進計画の公表	c4	×	
21	1	社会福祉法	第20条		指導監督の計画の策定	c2	×	
			第107条		住民、福祉事業者等の意見反映	c3	②(社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者に係る部分) ×(その他)	
					市町村地域福祉計画の内容の事前公表	c4	×	
			第108条		住民等の意見反映	c3	×	
					都道府県地域福祉支援計画内容の事前公表	c4	×	
21	3	民生委員法	第18条		民生委員の指導監督の計画の策定	c2	×	
21	5	次世代育成支援対策推進法	第8条	第1項	市町村行動計画の策定	c2	×	
			第8条	第2項	市町村行動計画の内容	c2	×	
			第8条	第3項	住民の意見反映	c3	×	
			第8条	第4項	市町村行動計画の公表	c4	×	
			第8条	第5項	市町村行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法	c5	×	
			第9条	第1項	都道府県行動計画の策定	c2	×	
			第9条	第2項	都道府県行動計画の内容	c2	×	
			第9条	第3項	住民の意見反映	c3	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×	
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×	
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×	
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×	
			第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×	
			第19条	第3項	特定事業主行動計画の公表	c4	×	
21	6	児童福祉法	第18条の2		児童委員の研修の計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第1項	市町村保育計画の策定	c2	×	
			第56条の8	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の8	第3項	市町村保育計画の公表	c4	×	
			第56条の8	第4項	市町村保育計画実施状況の公表	c4	×	
					市町村保育計画の公表方法	c5	×	
			第56条の9	第1項	都道府県保育計画の策定	c2	×	
			第56条の9	第2項	住民の意見反映	c3	×	
			第56条の9	第3項	都道府県保育計画の公表	c4	×	
			第56条の9	第5項	都道府県保育計画実施状況の公表	c4	×	
都道府県保育計画の公表方法	c5	×						
21	10	母子及び寡婦福祉法	第12条	第1項	母子福祉団体その他関係者の意見反映	c3	②(母子福祉団体に係る部分) ×(その他)	
					母子家庭及び寡婦自立促進計画内容の事前公表	c4	×	
21	12	老人福祉法	第20条の8	第1項	市町村老人福祉計画の策定	c2	②	
			第20条の8	第2項	市町村老人福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の8	第3項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	②	
			第20条の8	第5項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	×	
			第20条の8	第8項	都道府県の意見聴取	cb	4①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第1項	都道府県老人福祉計画の策定	c2	①	
			第20条の9	第2項	都道府県老人福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
			第20条の9	第3項	都道府県老人福祉計画策定における勘案事項	c2	①	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第9条	第1項	都道府県医療費適正化計画の策定	c2	②	
			第9条	第2項	都道府県医療費適正化計画の内容	c2	②(6号に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第5項	都道府県医療費適正化計画の公表	c4	×	
21	14	介護保険法	第117条	第1項	市町村介護保険事業計画の策定	c2	②	
			第117条	第2項	市町村介護保険事業計画の内容	c2	②(1号、2号(量の見込みに係る部分)) ×(その他)	
			第117条	第6項	被保険者の意見聴取	c3	②	
			第117条	第7項	都道府県の意見聴取	cb	4①(2項1号、2号(量の見込みに係る部分)) ×(その他)	
			第118条	第1項	都道府県介護保険事業支援計画の策定	c2	①	
			第118条	第2項	都道府県介護保険事業支援計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
21	15	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	第4条	第2項	市町村整備計画の内容	c2	④(1号(期間に係る部分)、2号イ・ロに係る部分) ×(その他)	
			第4条	第4項	市町村整備計画の公表	c4	×	
21	17	障害者基本法	第9条	第2項	都道府県障害者計画の策定	c2	×	
			第9条	第3項	市町村障害者計画の策定	c2	×	
			第9条	第6項	障害者その他の関係者の意見聴取	c3	②(「障害者」に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第8項	都道府県障害者計画、市町村障害者計画策定時の要旨の公表	c4	×	
21	22	障害者自立支援法	第88条	第1項	市町村障害福祉計画の策定	c2	②	
			第88条	第2項	市町村障害福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)	
			第88条	第5項	住民の意見反映	c3	×	
			第88条	第7項	都道府県の意見聴取	cb	4①(2項1号に係る部分) ×(その他)	
			第89条	第1項	都道府県障害福祉計画の策定	c2	①	
			第89条	第2項	都道府県障害福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)	
22	1	国民健康保険法	第68条の2	第3項	国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定	c2	×	
23	1	男女共同参画社会基本法	第14条	第1項	都道府県男女共同参画計画の策定	c2	×	
			第14条	第2項	都道府県男女共同参画計画の内容	c2	×	
			第14条	第4項	都道府県男女共同参画計画の公表	c4	×	